

「総合的な震災対策の考え方」の取組状況について

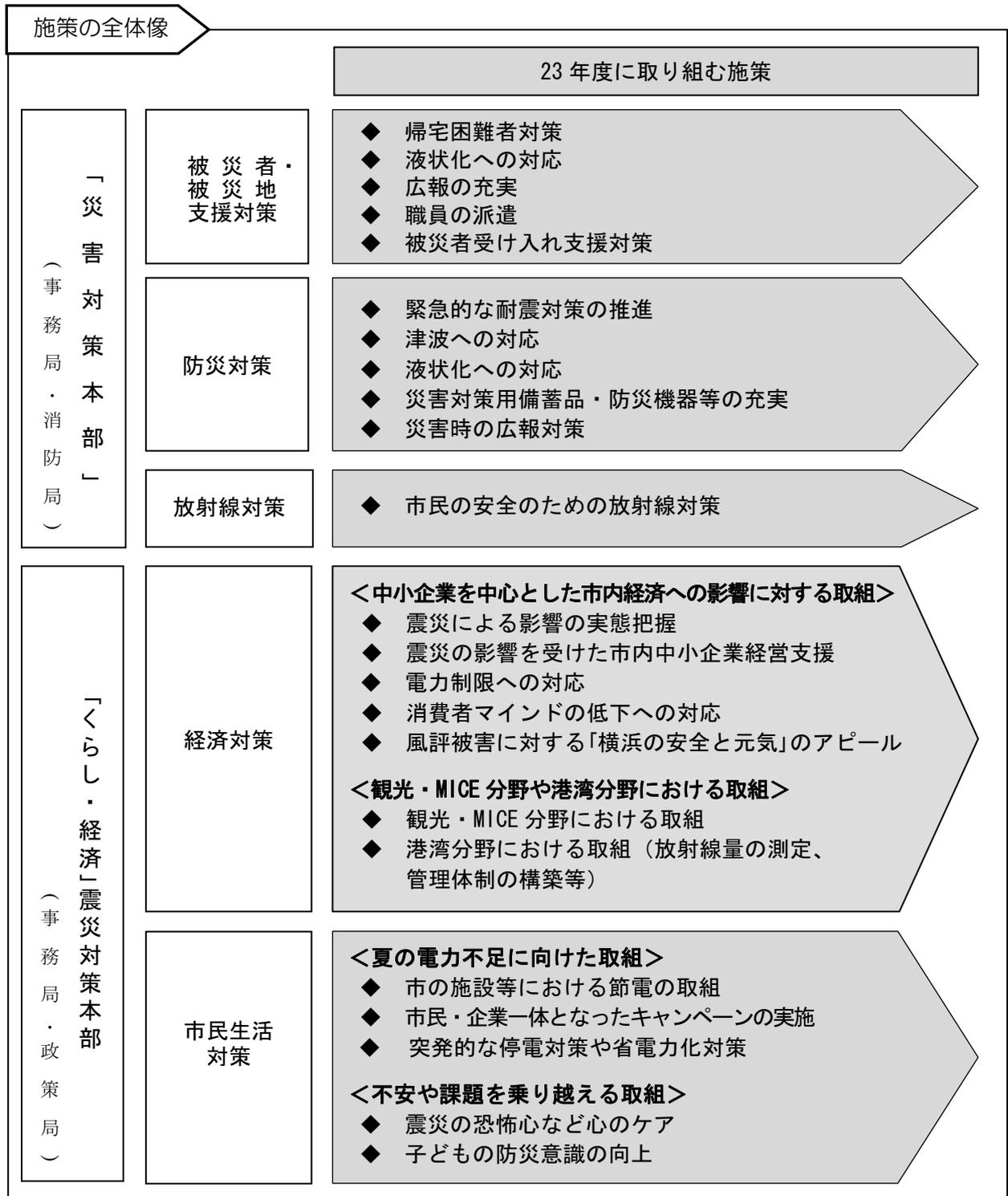
平成 23 年 9 月
横浜市

目 次

| | |
|-----------------------|------|
| 1 施策の全体像 | 1 頁 |
| 2 取組概要 | 2 頁 |
| (1) 被災者・被災地支援対策..... | 2 頁 |
| (2) 防災対策..... | 3 頁 |
| (3) 放射線対策..... | 4 頁 |
| (4) 経済対策..... | 5 頁 |
| (5) 市民生活対策..... | 6 頁 |
| 3 取組一覧 | 7 頁 |
| (1) 被災者・被災地支援対策..... | 7 頁 |
| (2) 防災対策..... | 9 頁 |
| (3) 放射線対策..... | 11 頁 |
| (4) 経済対策..... | 13 頁 |
| (5) 市民生活対策..... | 18 頁 |

※取組概要、取組一覧に記載した件数等の数値は、8月末時点を記載しています。
8月末時点以外の場合は、その日付を括弧書きで記載しています。

1 施策の全体像



2 取組概要

(1) 被災者・被災地支援対策

1 取組状況

(1) 帰宅困難者への対応

ア 帰宅困難者用一時避難施設の確保

公共施設の指定に向け選定作業を進めているとともに、一時避難施設として民間施設に協力を依頼しています。

イ 帰宅困難者の発生抑制

事業所の従業員等が帰宅困難者とならないよう、横浜商工会議所等に、発災時、従業員を一時留め置きするよう依頼しています。

ウ 帰宅困難者用物資の備蓄

横浜アリーナ、パシフィコ横浜、市庁舎へ毛布を備蓄しました。

(2) 液状化への対応

「横浜市液状化被害戸建住宅等緊急支援事業」及び「横浜市液状化被害等マンション緊急支援事業」について、それぞれ要綱を制定し、事業を開始しました。

(3) 広報の充実

ア スピーカーを搭載した公用車の活用や公共施設等での紙媒体掲示等も視野に入れた、既存の広報手段の効果的な活用方法を検討しています。

イ 本市に大きな被害が発生していない場合においても、迅速に被災地が必要とする支援内容やボランティア情報の広報が可能になるよう関係者と調整しています。

ウ 防災Eメールのほか、新たにエリアメールを活用した緊急情報の提供体制を整備しました。

(4) 職員の派遣

避難所の運営など応急的な救援、復旧・復興支援のため、3,348人を派遣しました。

また、復興に向けた長期的な支援を目的として、12人を派遣しています。

(5) 被災者受入れ支援

市域外からの避難者受け入れを想定し、一時避難施設の候補を整理しました。



派遣職員による被災地の被害調査の様子

2 今後の対応

(1) 帰宅困難者用一時避難施設として、主要駅周辺の本市公共施設及び民間施設を指定・拡大していくとともに、市内の事業所に対し、従業員の一時留め置きの依頼を引き続き行っていきます。また、大規模な一時宿泊場所の周辺に備蓄庫を設置するとともに、帰宅困難者用の物資として、保存用ビスケットやアルミブランケット（毛布）等の備蓄を進めます。

(2) 液状化への対応として、技術的助言を行うなど、早期復旧に向けた支援を行います。

(3) 広報については、各区でのツイッター、ITツールの活用、紙媒体による広報等、様々な手法を活用し、的確な災害情報をお伝えできる広報を実施します。

(4) 復興支援に向けた職員の派遣については、引き続き実施してまいります。



新たに購入予定のアルミブランケット

(2) 防災対策

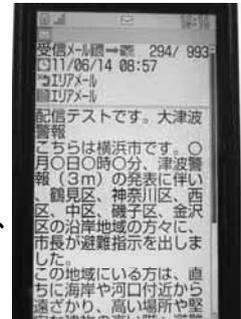
1 取組状況

(1) 緊急的な耐震対策の推進

- ア 耐震補強が必要とされる5区庁舎について、改善に向けた検討を進めています。
- イ 木造住宅耐震改修工事に対する補助限度額の増額や、マンション耐震診断に対する補助率の引き上げを実施しました。

(2) 津波への対応

- ア 複数の学識経験者の意見を聴取し、「津波からの避難に関するガイドライン」を策定しました。
- イ 避難場所について、沿岸部の浸水予測区域周辺にある公共施設を津波避難ビルに選定するとともに、民間施設を指定できるように、協力を依頼しています。
- ウ 新たにエリアメールを活用した避難勧告等の緊急情報の提供体制を整備しました。



エリアメール受信イメージ

(3) 液状化への対応

複数の学識経験者等から現行の液状化マップ、未判定地域について、過去の地歴や既存のボーリングデータを活用し判定することや判定精度の向上等の意見を聴取し、マップの更新に向けて検討しています。

(4) 災害対策用備蓄品・防災機器等の充実

- ア 地震発生時に地域防災拠点で使用した物資や、被災地へ提供した支援物資（食料、水缶、毛布、トイレパック、仮設トイレ）を補充しました。
- イ 備蓄食料の品目について、地域アンケートの結果を踏まえ、クラッカーに加え、避難者が食べやすい柔らかい缶入りパンを購入します。



(例) 缶入りパン

(5) 災害時の広報対策

- ア 地域防災拠点において、職員が避難者に対し、情報発信することの重要性を認識するため、全職員向けのeラーニングを実施します。
- イ 災害発生時の情報収集や提供を、円滑に行えるよう、区職員に対し通信機器等の運用に関する操作の習熟訓練等を実施しています。

2 今後の対応

- (1) 区庁舎の耐震対策については、応急的な対応を図り、早期に取組を進めます。
- (2) 津波への対応として、沿岸部の街頭へ海拔を標示することを進めます。また、国や県の動向を踏まえ、津波避難ガイドラインを適宜修正し、津波警報など、すばやく多数の市民の皆様へ情報伝達できるよう、同報無線の整備を検討します。
- (3) 地域防災拠点で、女性が安心して着替えや授乳ができる簡易テントや、停電対策としてランタン及びガス式発電機を購入していきます。

また、トイレパックについて地域防災拠点の備蓄数量を増やすとともに帰宅困難者用備蓄を進めます。

- (4) 避難者の安心を確保するため、拠点での情報提供の重要性等を、訓練や研修を通じ理解させる等、職員のより一層の意識向上を図ります。



海拔標示イメージ

(3)放射線対策

1 取組状況

(1)放射線対策部の設置（6月1日）

- ・測定等今後の放射線対策に局横断的に対応していくため、横浜市災害対策本部の中に、副市長を対策部長とする放射線対策部を設置し、測定の方針の決定などこれまでに7回の局長級の会議と5回の課長級の会議を開催。

(2)正しい知識と情報を伝えるための取り組み

- ・放射線に関する健康・食品相談電話窓口を開設（3月23日）電話件数約2,700件
- ・広報よこはま「震災対策特別号」（4月8日）他

(3)放射線の測定

ア 大気空間ガンマ線量測定（高さ50cm・1m）⇒①小中学校校庭 ②保育園幼稚園園庭
③公園 ④都筑区役所・南部公園緑地事務所・環境科学研究所

イ 放射能濃度の測定等⇒⑤小学校給食食材 ⑥市内産農産物・食肉市場の牛肉及び本場、南部市場の流通食品 ⑦海の公園海水浴場の海水と砂浜 ⑧土壌・下水汚泥・河川水・海水 ⑨水道水及び浄水発生土 ⑩一般廃棄物の焼却工場及び最終処分場 ⑪横浜港の水域、コンテナターミナル ⑫環境科学研究所モニタリング

(4)放射線測定結果

ア 大気空間ガンマ線量の状況

- ・校庭等については、すでに約500か所の空間線量測定を行い、その結果、年間を通じた校庭等での活動に支障はありません。
（最少0.01 μ Sv/h(マイクロシーベルト毎時)～最大0.21 μ Sv/h)

イ 放射能濃度の測定等

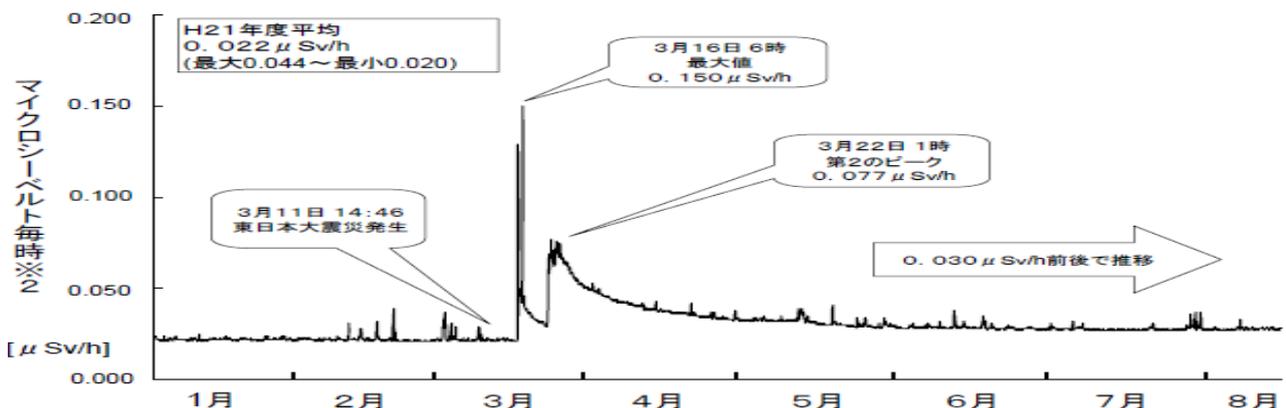
- ・給食食材は、8月までに26品目の測定を行い、いずれも不検出。
- ・市内産農産物等は、8月までに10品目の測定を行い、7品目が不検出で3品目（トウモロコシ、なす、なし）から0.5～3.0 Bq/kg(ベクレル/キログラム)検出されましたが、いずれも暫定規制値の500 Bq/kgを大幅に下回るものです。
- ・下水汚泥等は、一部に高い値の放射能が測定されていますが、現在管理敷地内で保管しています。国レベルで処分方法を確定する必要があります。

2 今後の対応

(1)測定の継続と正しい知識・情報の伝達

- ・放射線測定と正しい知識情報を伝えるための取組は一定期間継続します。
- ・放射線に関するシンポジウム（講演会・パネルディスカッション）9月5日県民ホール（講演の模様をDVD等に記録し地域・市民への普及啓発に活用予定）
横浜市立大学放射線科教授 井上登美夫氏、日本学術会議副会長 唐木英明氏、
国立保健医療科学院特命上席主任研究官 寺田宙氏
- ・広報よこはま震災対策特別号「放射線特集」（9月10日）

【平成23年 本市大気中の空間放射線量】 環境科学研究所モニタリングポスト（磯子区滝頭）



(4) 経済対策

1 現状

- (1) 市内企業の景況感は、4月の緊急調査においては大きく悪化したが、直近(6月)では、全体としては改善した。しかし、中小企業については大企業に比べ改善度合いが鈍い。
- (2) 市内ホテルの客室稼働率は3月、4月に大きく低下したものの、6月は震災後初めて前年を上回った(H22:69%→H23:74%)。パシフィコ横浜では、5月以降、国内会議・展示会を中心に前年並の開催件数であり、8月末には震災後、東日本初の大型国際会議となる「第44回万国外科学会」が開催された。
- (3) 横浜港における輸出貨物量は3月(前年比79.9%)、4月(前年比63.7%)に大幅な減少がみられた。5月(前年比70.6%)は回復傾向がみられるが、依然厳しい状況である。

【自社業況B S I (規模別)の推移(第77回横浜市景況・経営動向調査)】

| | | H23年1-3月期 | H23年4月 | H23年4-6月期 | H23年7-9月期 | H23年10-12月期 |
|-----|------|-----------|--------|-----------|-----------|-------------|
| 全産業 | | ▲24.5 | ▲48.5 | ▲39.7 | ▲28.5 | ▲18.9 |
| 規模 | 大企業 | ▲13.4 | ▲58.0 | ▲35.7 | ▲16.7 | ▲9.5 |
| | 中小企業 | ▲25.4 | ▲47.4 | ▲41.5 | ▲28.0 | ▲20.4 |

(注) H23年4月は緊急調査の結果を示している。また、H23年7-9月期、H23年10-12月期は見通し。

2 取組状況

- (1) 市内企業への緊急調査や、関係団体との継続的な意見交換等を通じて、現場の状況やニーズをしっかりと把握。
- (2) 中小企業への緊急的な支援として、「緊急特別相談窓口」においては、2,353件の相談を受付(7月末時点)。また、「震災対策特別資金(5年型)」の利用実績は1,045件・161億円、「震災対策特別資金(10年型)」は252件・59億円にのぼる(いずれも7月末時点)。
- (3) 市内企業向け省エネセミナーの前倒し開催や「横浜“震災復興支援”150円商店街」の緊急開催の支援など、市内経済の状況・課題に応じた対策を実施。
- (4) 企業誘致や観光・M I C Eの誘客に向け、海外における市長のトップセールスや様々なメディアを活用した「横浜の安全と元気のアピール」を実施。加えて、観光プロモーション認定事業による需要を喚起。
- (5) 横浜港については、大気・海水やコンテナの放射線測定や船会社等への安全性の発信、電力不足の中での港湾施設に対する安定的な電力の確保、観光船利用減などへの対応。

3 今後の対応

- (1) 景況・経営動向調査(今後9月、12月、3月に実施)や関係団体との意見交換を通じて、震災による市内企業への影響やニーズを継続的に把握します。
- (2) 「**震災対策特別資金(5年型)**」の実施期間を**24年3月末まで延長**するなど、震災の影響で売上の落ち込みが大きい中小企業の資金繰りをしっかりと支援します。
- (3) このところの急激な円高への対策として、円高の影響で厳しい経営環境におかれる中小企業を支えるため、**9月1日に創設した「円高対策資金」により資金繰りの円滑化を図るとともに**、今後の市内経済への影響について注視していきます。
- (4) 電力不足は、今冬、来夏も継続して懸念されることから、省エネ(CO₂削減に資する)設備等の導入を図る中小製造業に対し、助成を実施(受付:24年1月まで)するとともに、中小企業を対象とした省エネセミナーを追加実施(年内)します。また、引き続き省エネルギーの専門家による派遣相談を実施します。
- (5) 市長のトップセールス等により、国内外からの企業誘致に継続的に取り組むとともに、観光・M I C E分野については引き続き国内誘客に取り組み、あわせて**アジアを中心とした海外プロモーション**や、市内開催応援プランによる**国内・国際会議の開催促進**にも力を入れていきます。
- (6) 特に、「**ヨコハマトリエンナーレ 2011**」や、「**OPEN YOKOHAMA 2011**」(いずれも8月6日から11月6日まで)などの取組を通じて、都心部の賑わいづくりを進めています。
- (7) 港湾分野については、放射線に対する輸出貨物の安全性の発信、電力の安定的な確保、外国客船の寄港減や観光船の利用減などへの対応を実施するとともに、**横浜港と東北・北関東・北海道を結ぶ内航輸送・鉄道輸送の支援を実施**します(11月末日まで)。

(5)市民生活対策

1 取組状況

- (1) 「横浜市節電・省エネ対策基本方針」を策定（23年6月）し、市民利用施設における輪番休館、大口電力需要施設における削減義務の積み増し、ランチシフト・ワークシフト、区役所窓口の受付終了時刻変更、市庁舎全館 LED 化の推進など、庁舎における取組を実施。
- (2) 全区庁舎における非常電源を整備中。
- (3) 節電のために消灯した街路灯等を一部再点灯（交通安全及び防犯対策）。
- (4) 熱中症対策として、市ホームページやリーフレットなど様々な方法による広報や、高齢者施設・障害者施設への注意喚起などを実施。
- (5) 企業の電力需給対策で休日に勤務する家庭の未就学児童の保育を無料で実施。
- (6) 学校において被災地から避難してきた児童生徒の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助の支援のため、スクールカウンセラーなどを派遣。
- (7) 子どもの防災意識の向上のため、防犯・防災・交通安全教育に加え、定期的な避難訓練や津波を想定した訓練などを学校において実施。

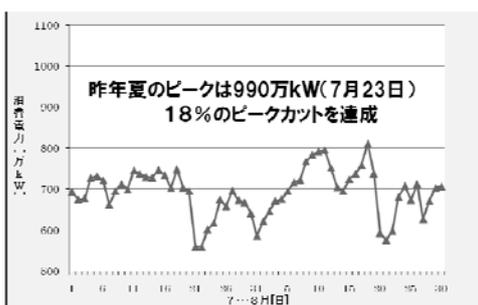
<市民の声>

- ・節電のために街路灯を消灯するのは防犯上危険との声がありました。
- ・熱中症予防の十分な周知要望や、いきすぎた節電による熱中症の発生を心配する声がありました。

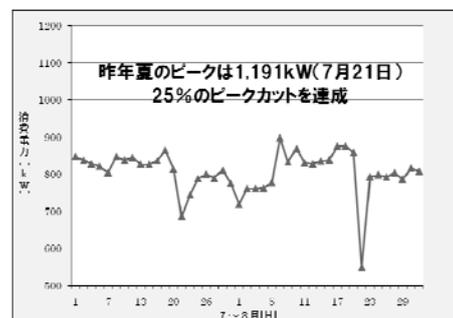
<ピークカットの状況>

- ・神奈川県内の7～8月の最大電力は811万kWであり、昨年夏と比較して18%のピークカットを達成しました。
- ・市庁舎の7～8月の最大電力は898kWであり、昨年夏と比較して25%のピークカット（目標20%削減）を達成しました。
- ・市の大口施設の7月の最大電力は約10万kWであり、昨年夏と比較して29%のピークカットを達成しました。うち主要大口施設（下水道事業、水道事業、地下鉄事業、資源循環局での発電）については、削減義務量の約4.4倍となる約3.3万kW削減することができました。

【県内の7～8月のピークカット実績】



【市庁舎の7～8月のピークカット実績】



2 今後の対応

市の基本方針に基づき、節電・省エネの取組を9月末まで実施します（国の電力使用制限令は9月9日解除）。また、今冬・来夏の節電・省エネについて、今夏の実績を検証の上、早期に対応方針を決定します。

防災に関する啓発を継続実施するとともに、災害時要援護者支援に加え、ひとり暮らし高齢者に対する新たな見守り事業をモデル区で実施するなどの取組をすすめます。また、中期的視点から、環境や省エネなどを意識したライフスタイルへの転換を促進するための様々な施策に取り組めます。

3 取組一覧

(1)被災者・被災地支援対策

【23年度に取り組む施策】

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|---------|--|--|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 帰宅困難者対策 | 帰宅困難者受け入れ施設の指定を拡大するとともに、大規模な一時宿泊場所への物資保管を進めます。 | ◎帰宅困難者用一時避難施設の確保 ●公共施設の一時避難施設指定に向けて、選定作業中。 ●一時避難施設として民間施設に協力依頼中。 【消防局】 | ・帰宅困難者用一時避難施設は、主要駅周辺で本市公共施設及び民間施設を指定し、拡大を図っていきます。 |
| | | ●主要駅等の混乱防止対策の推進 市内主要駅で、区役所、鉄道駅等が連携した情報受伝達訓練等を行うため準備中。 【消防局】 | ・より多くの事業者が参画した駅ごとの体制整備等を目指します。 |
| | | ●帰宅困難者の発生抑制 東日本大震災では、事業者等が発災後すぐに従業員等を帰宅させたこともあり、多数の帰宅困難者を発生させたことから、横浜商工会議所、横浜市工業会連合会等の団体に、発災時には従業員を一時留め置きするよう依頼。 【消防局】 | ・市内の主要駅での帰宅支援マップ等の情報発信を強化します。 |
| | | ●帰宅困難者用物資の備蓄 横浜アリーナ、パシフィコ横浜、市庁舎へ毛布を備蓄 【消防局】 | ・引き続き、市内の事業所に、従業員一時留め置きへの依頼を行っていきます。 ・帰宅困難者用の物資として保存用ビニール袋やアルミブランケット（毛布）等の備蓄を進めます。 |
| 液状化への対応 | 液状化と思われる被害が発生したことから、国に対して、被災者に対する救済方法の基準見直しを働きかけます。また、被害にあった住宅等に対しては、本市独自の緊急支援策を実施します。 | ●被災者生活再建支援法の適用要件緩和等について、国に要望書を提出。 【消防局】【建築局】 ●「横浜市液状化被害戸建住宅等緊急支援事業」及び「横浜市液状化被害等マンション緊急支援事業」について、平成23年6月30日付けで要綱を制定し、平成23年7月1日から事業を開始。 【建築局】 | ・技術的助言など、早期復旧に向けた支援を行う。 ・緊急支援事業による助成（戸建150万円まで、マンション1000万円まで）を実施します。 |
| 広報の充実 | インターネットやeメールにより発信するとともに、広報車や貼り紙等により、ホームページを閲覧できない市民の皆様へも周知広報を強化します。 | ●スピーカーを搭載した公用車の活用や公共施設等での紙媒体掲示等も視野に入れた、既存の広報手段の効果的な活用方法を検討中。 【市民局】 ●各種メディア等での広報拡充及び同報系無線等について検討を実施中。 【政策局】【市民局】【消防局】 | ・区でのツイッター等、ITツールの活用や、紙媒体による広報、近所同士で助け合いの中での情報伝達など、様々な手法を活用することにより、災害情報を的確に市民の皆様にお伝えできる広報を実施します。 |
| | 自治会・町内会や各種団体など近所同士での助け合いの中での情報伝達を依頼します。（実際に機能させるための仕組みづくり、関係づくりを検討） | ●区役所から自治会・町内会長への緊急連絡網の整備について、自治会町内会に協力を依頼済。 【市民局】 ●本市に大きな被害が発生していない場合においても、迅速に被災地が必要とする支援内容やボランティア情報の広報が可能になるよう関係者と調整中。 【市民局】 | |
| | 被災自治体が必要としている支援内容やボランティア情報を本市で把握し、一括して周知できる取組の検討を進めます。 | ●防災Eメールのほか、新たにエリアメールを活用した緊急情報の提供体制を整備。 【消防局】 | |

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|-------------|---|---|-------------------------------------|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 職員の派遣 | 避難所の運営など応急的な復旧・救援支援から、全国市長会を通じた復興に向けた支援を目的とした派遣へシフトします。 | <p>●避難所の運営など応急的な救援、復旧・復興支援の実施(短期派遣) 【消防局】 20大都市災害時相互応援協定、全国市長会、知事会の要請等に基づき、3,348人の各区局職員を派遣。</p> <p>●復興に向けた長期的な支援を目的とした派遣の実施(長期派遣) 【総務局】 全国市長会の要請に基づき、12人の各区局職員を派遣(6月1日～3月31日:10人、8月1日～3月31日:2人)</p> | 長期的な支援を目的とした派遣を中心に引き続き、被災地支援を実施します。 |
| 被災者受け入れ支援対策 | 避難者の増加を想定した受け入れ可能施設を選定・確保します。 | ●市域外からの避難者受け入れを想定し、一時避難施設の候補を整理。 【消防局】 | 被災地の状況・避難者ニーズに合致した避難施設の運用を検討します。 |

【中期的視点で取り組む施策】

| | | | |
|-----------------------|--|--|---------------------------|
| 迅速、正確な情報が提供できる広報体制の整備 | 災害時に、迅速、正確な情報がより多くの方々に提供できる広報体制を整備します。 | ●より迅速、正確な災害情報が提供できる体制とするため、防災計画における広報班、報道班の位置づけや連携のあり方について見直しを検討するとともに市民協力やメディアを活用した周知方法の検討。 【政策局】【市民局】【消防局】 | 検討後の広報体制については、防災計画に反映します。 |
|-----------------------|--|--|---------------------------|

(2)防災対策

【23年度に取り組む施策】

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|-------------|--|---|--|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 緊急的な耐震対策の推進 | 防災対策上重要性が高い区庁舎のうち、耐震性能を満たしていない庁舎の耐震性を応急改善するための対策に着手します。 | ●耐震補強が必要とされ、補強工事等に未着手の5区庁舎について、5月補正予算で、応急的な改善の可能性検討のための予算を計上。【市民局】 | ・区庁舎の耐震対策については応急的な対応を図りつつ、早期の耐震化に向けて取り組みます。 |
| | 民間住宅の耐震化の促進や、多数の人が利用する民間施設及び緊急交通路沿いの一定の建築物等の耐震対策を推進します。 | ●5月補正予算で、木造住宅耐震改修工事に対する補助限度額の増額や、マンション耐震診断に対する補助率の引き上げを実施。 啓発・PRとして、広報よこはま耐震特別号を8月に発行。【建築局】 ●5月補正予算で、民間の学校や病院などの耐震改修工事に対する補助率の引き上げや、補助上限額の引き上げなどを実施。【建築局】 | ・既存事業の拡充等により、耐震対策を進めます。 |
| 津波への対応 | 過去の津波のデータや学識経験者の知見を踏まえ、津波警報発令時は、堅牢な高い建物や高台への避難という考え方を市民に周知します。また、確実に避難行動に結びつけるため、情報伝達方法、避難場所の選定などの検討を進めます。 | ●複数の学識経験者の意見を聴取し、「津波からの避難に関するガイドライン」をまとめた。 ●避難場所について沿岸部の浸水予測区域周辺にある公共施設や民間施設を指定できるよう調整中。 ●新たにエリアメールを活用した避難勧告などの緊急情報の提供体制を整備。【消防局】 | ・津波避難ガイドラインについては、今後、国や県の動向を踏まえ、適宜修正を実施する必要があります。 ・沿岸部の海拔については街頭への標示の検討を進めます。 ・津波警報など、すばやく多数の市民の皆様へ情報伝達できるよう、同報無線の整備を検討します。 |
| 液状化への対応 | 液状化と思われる被害が発生した区域のデータを液状化マップに反映させ、市民への注意喚起を図ります。 | ●複数の学識経験者等から現行マップ、未判定地域について、過去の地歴や既存のボーリングデータを活用し判定することや判定精度の向上等の意見を聴取。現在、液状化マップの更新を検討中。【消防局】 | 液状化マップ更新のための資料調査を進めます。 |

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|-------------------------------|--|---|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 災害対策用 備蓄品・防 災機器等の 充実 | 食料備蓄品やトイレ環境の充実に図るとともに、放射能汚染等の特殊災害の対応を強化する資器材や、更新が必要な資器材を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●地震発生時に地域防災拠点で使用した物資や被災地へ提供した支援物資(食料、水缶、毛布、トイレパック、仮設トイレ)を補充。【消防局】【資源循環局】 ●計画数量分の備蓄食料の購入に際し、地域アンケートの結果を踏まえ、避難者が食べやすい新たな備蓄食料としてクラッカーからやわらかいパンに変更。(購入手続中) 【消防局】 ●トイレ環境を整備するため、広域避難場所にトイレパックを備蓄。(購入手続中) 【資源循環局】 ●特殊災害の対応を強化するための資器材(化学防護服、防毒マスク等)を整備。(購入手続中) 【消防局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性が安心して着替えや授乳ができるように、簡易テントの導入を進めます。 ・停電対策としてランタンとガス式発電機の導入を進めます。 ・高齢者、乳幼児用としておかゆの備蓄数量の増を検討していきます。 ・トイレパックについて地域防災拠点の備蓄数量を増やすとともに帰宅困難者用備蓄を進めます。 ・引き続き、特殊災害対応の資器材の整備を強化・推進します。 |
| 災害時の広 報対策 | 区役所職員、地域防災拠点を担当する職員による情報の収集や提供を強化・徹底する(そのためのトレーニングの実施)など、災害時の広報機能を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災拠点における職員による情報発信の重要性を認識させるため、全職員向けのeラーニングを実施中。 ●災害発生時の情報収集や提供を円滑に行えるよう区職員に対し通信機器等の運用に関する操作の習熟訓練等を実施。【消防局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の安心を確保するため、拠点での情報提供の重要性等を、訓練や研修を通じ理解させるなど、職員のより一層の意識向上を図ります。 |

【中期的視点で取り組む施策】

| | | | |
|----------------------------------|---|---|---|
| 防災計画の 見直し・修 正 | 今回の震災により明らかになった課題(被害想定、津波避難、帰宅困難者、備蓄品等)を基に防災計画を見直し・修正します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●被害想定の見直しについては、実施に向け準備中。 ●津波避難については、津波避難ガイドラインにより当面の避難の考え方を示した。 ●帰宅困難、備蓄品等の対策についても、一時的な避難施設の追加、備蓄の内容・数量・配置場所などについて検討中。【消防局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・24年度末までには防災計画の見直しを完了する予定です。 |
| 耐震対策な ど「減災」の 推進 | 建物の耐震化促進の検討・実施や各家庭で実施できる地震対策の普及啓発を進めるなど、災害発生時の被害を減らすための取組である「減災」を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民の減災への取組(平常時から発災時まで)を促す啓発事業として活用する「減災行動のススメ」を改訂し配布中。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震化及び公共建築物の耐震化を促進します。【建築局】 ・より一層の「減災」に向けた意識啓発を推進します。【消防局】 ・減災目標を設定し、防災計画に反映します。【消防局】 |
| 避難誘導の ための情報 伝達基盤の 検討・整備 | 被害状況の把握や避難誘導のための情報伝達基盤の検討・整備を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●効果的な情報伝達基盤の整備をするために、災害時情報伝達手段について検討中。【消防局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報からの避難誘導に必要な情報伝達基盤などを整備することを検討します。 |

(3)放射線対策

【23年度に取り組む施策】

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|-----------------|--|---|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 全庁的な放射線対応 | 放射線対策について、放射線対策部を設置することにより、全庁的体制で、様々な情報を収集し、市内の安全性についての判断や必要な対応を行います。 | <p>◎放射線対策部(対策部長:副市長、副部長:健康福祉局長)の設置(6月1日)</p> <p>●放射線対策部会議7回開催、課長級会議5回 「大気・水道水・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針」の決定等。</p> <p>【事務局 健康福祉局】</p> | <p>・放射線対策に関する市民からの要求は多岐にわたることから、意思決定の統一性や状況に応じた柔軟な対応が求められます。</p> <p>・放射線対策部は当面の間、継続します。</p> |
| 不安相談対応、広報、普及・啓発 | 専用電話相談窓口を中心に相談対応にあたります。市民の安全・安心につながるよう、放射線に関する情報を、科学的根拠に基づき、タイムリーに発信します。市民が、放射線に関する、科学的で正しい情報に触れ、学ぶことのできる様々な機会を準備するよう努めます。 | <p>◎不安相談対応</p> <p>●事故による避難者や横浜市民の放射線に関する全般的な不安に対し、各区、コールセンター、局保健所等にて相談開始(3月14日～)</p> <p>●専用電話相談窓口を設置(3月23日～)、保健所関連相談数約2,700件(8月末時点)</p> <p>●職員研修等(危機管理室5月、9月5日市民及び職員向け講演会)</p> <p>【事務局 健康福祉局】</p> | <p>・不安相談対応 相談件数は、原発や汚染の状況等に応じて変化し、相談時間は長く内容も深くなる傾向のため、電話相談窓口について当面の間は継続する必要があります。</p> |
| | | <p>◎広報</p> <p>●公表(本市HPトップページ) 各種測定結果、相談窓口、よくあるQ&A、参考リンク等を紹介。 測定結果等については、ホームページに加え、専用電話相談窓口や、所管課、市コールセンター、区等でも案内する。</p> <p>●広報よこはま 「震災対策特別号」(4月8日)、5月号(相談窓口のお知らせ)、8月号(現状の解説、人権コラム)、「震災対策特別号(放射線特集)」(9月10日発行)</p> <p>【事務局 健康福祉局】</p> | <p>・測定か所も増加していくため、ホームページによる公表は、検索の容易さや地域単位(地図情報等)での把握ができる工夫を行っています。</p> |
| | | <p>◎普及・啓発</p> <p>●市民シンポジウム(9月5日、県民ホール、市民1,000人、市職員研修1,000人)市大放射線科教授井上先生、日本学術会議唐木先生、国立保健医療科学院寺田先生による講演会・パネルディスカッション</p> <p>【事務局 健康福祉局】</p> | <p>・市民からは、地域等細かい単位での講習需要があるため、DVD等の媒体を活用した講習も検討します。</p> |
| 測定と公表 | 環境科学研究所(磯子区滝頭)に設置されたモニタリングポストにおいて、空間ガンマ線量を継続的に測定しています。このモニタリングポストに加え、市内3か所の定点において、地表から高さ50cm及び1mにおける空間ガンマ線量を測定し、その測定値とモニタリングポストにおける測定値との関係を検証していきます。また、市域内のバランスをとりながら、学校校庭等の空間線量の測定を行い、市内環境の安全を確認します。あわせて、食品関係のモニタリングを強化します。その他、浄水発生土、下水の汚泥、ごみ焼却灰等、その時々状況、課題に応じ、必要な測定を実施します。これらの測定結果、その安全性に関する情報、問題となる検査結果が出た場合の対処などについては、迅速に公表していきます。 | <p>◎空間ガンマ線量測定 50cm・1m〔①小中学校②保育園③公園〕</p> <p>●放射線に対する不安を払しょくするため、市域の空間線量を、各区1月あたり6か所程度測定し、安全を確認し、その結果を公表する。6月13日開始。8月末までに約500か所測定。</p> <p>●結果、年間を通じた校庭・園庭・公園等での活動に支障はない。(最少0.01 μ Sv/h～最大0.21 μ Sv/h)</p> <p>【教育委員会事務局】【こども青少年局】【環境創造局】</p> | <p>・空間ガンマ線量測定は、「すべての学校・保育園を測定する」というようにポイントでとらえるのではなく、面でとらえることにより市内の放射線量の傾向をみる事ができます。しかし、迅速に測定を進める必要があることから、スピードアップを図るとともに学校の測定については、横浜市学校薬剤師会の協力を得ながら進めていきます。</p> |
| | | <p>◎空間ガンマ線量測定 50cm・1m〔④都筑区役所・南部公園緑地事務所・環境科学研究所〕</p> <p>●市内3か所での定点測定、異常値は測定されていない。(最少0.04 μ Sv/h～最大0.08 μ Sv/h)</p> <p>【環境創造局】</p> | <p>・委託業務は6月から9月の3か月の予定です。なお、従来から測定している環境科学研究所のモニタリング(高さ23m地点)については継続していきます。</p> |
| | | <p>◎食品の放射能濃度測定〔⑤小学校給食食材〕</p> <p>●6月16日から、検査委託による給食食材の放射能濃度測定(1日1検体目安)を開始。 8月末までに26検体の測定を実施し、すべて不検出。</p> <p>【教育委員会事務局】</p> | <p>・今後も一定期間継続していきます。</p> |

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|-------|---|--|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 測定と公表 | 環境科学研究所(磯子区滝頭)に設置されたモニタリングポストにおいて、空間ガンマ線量を継続的に測定しています。このモニタリングポストに加え、市内3か所の定点においては、地表から高さ50cm及び1mにおける空間ガンマ線量を測定し、その測定値とモニタリングポストにおける測定値との関係を検証していきます。また、市域内のバランスをとりながら、学校校庭等の空間線量の測定を行い、市内環境の安全を確認します。あわせて、食品関係のモニタリングを強化します。その他、浄水発生土、下水の汚泥、ごみ焼却灰等、その時々々の状況、課題に応じ、必要な測定を実施します。これらの測定結果、その安全性に関する情報、問題となる検査結果が出た場合の対処などについては、迅速に公表していきます。 | <p>◎食品の放射能濃度測定〔⑥市内産農産物等、食肉市場の牛肉及び本場・南部市場の流通食品〕</p> <p>●放射線による食品汚染に対する不安が広がっている中、市内産農畜水産物及び市場流通食品の安全性を確認するため、衛生研究所及び中央卸売市場(本場、南部、食肉)に、放射線測定機器を整備し測定。8月までに10品目、7品目が不検出で3品目(トウモロコシ、なす、なし)から放射性セシウム0.5～3.0Bq/kg(ベクレル/キログラム)検出、いずれも暫定規制値の500Bq/kgを大幅に下回る。</p> <p>●7月19日以降は牛肉の全戸検査、8月8日以降は全頭検査を実施。</p> <p>【測定機器の整備】</p> <p>①ゲルマニウム半導体検出器1式10,647千円</p> <p>②NaIシンチレーションサーベイメーター4台(1台499千円) 【経済局】【健康福祉局】</p> | <p>・市内産農産物については7月から、市場の流通食品(農水産物)は9月から測定を行います。</p> |
| | | <p>◎海水の放射能濃度と空間ガンマ線量測定(高さ1cm、50cm、1m)〔⑦海の公園海水浴場の海水と砂浜〕</p> <p>●海水の放射能は不検出、砂浜の空間線量は異常なし。(0.04 μ Sv/h)【海水:健康福祉局】【砂浜:神奈川県】</p> | <p>・海の公園海水浴場の海水と砂浜については、海水浴シーズンのみの測定とします。</p> |
| | | <p>◎土壌等の放射能濃度〔⑧土壌・下水汚泥・河川水・海水等〕</p> <p>●下水汚泥の測定は5月開始。北部で3,657Bq/kg、南部で2,442Bq/kg検出。(8月第3週現在)</p> <p>下水の流入水と放流水については放射性物質は不検出。</p> <p>下水施設の敷地境界での空間線量率は周辺地域と同程度。(0.06～0.10 μ Sv/h)</p> <p>●農用地土壌検査として、環境活動支援センター圃場の土壌を、県の定点として5月、7月に検査。放射性セシウム104～126Bq/kg(ベクレル/キログラム)検出、水田土壌中の上限5000Bq/kgを大幅に下回る。 【環境創造局】</p> | <p>・国の通知に従い、焼却灰は改良土への利用と保管をしています。保管については処分方法を確定する必要があります。</p> <p>・農用地土壌について、県が行う検査に引き続き協力します。</p> |
| | | <p>◎水道水及び浄水発生土の放射能濃度測定〔⑨水道水及び浄水発生土〕</p> <p>●水道水3月開始。3/22～24ヨウ素検出(最大56.8Bq/kg)、以降不検出。</p> <p>●浄水発生土5月開始。8/31:セシウム78Bq/kg(最大5/12:セシウム588Bq/kg)(管理埋立基準8,000Bq/kg) 【水道局】</p> | <p>・今後も当分の間測定を継続、公表していきます。</p> <p>・浄水発生土は、セメント原料として搬出する予定です。</p> |
| | | <p>◎焼却灰(主灰、飛灰)及び処分場放流水等の放射能濃度〔⑩一般廃棄物の焼却工場及び最終処分場〕</p> <p>●6月から測定を開始しており、主灰は310～480Bq/kg、飛灰は1,220～2,400Bq/kgの放射性セシウムを検出。(管理型最終処分場への埋立の基準:8,000Bq/kg)</p> <p>最終処分場の放流水等の放射性セシウムは不検出。</p> <p>焼却工場及び最終処分場での空間 γ 線量率は異常なし。(0.06～0.13 μ Sv/h) 【資源循環局】</p> | <p>・概ね月1回測定を行い、結果はホームページ等で公表します</p> |
| | | <p>◎大気及びコンテナ表面の空間ガンマ線量、海水の放射能濃度〔⑪横浜港の水域、コンテナターミナル〕</p> <p>●横浜港内の空間線量(3月～)、表層海水の放射能濃度(4月～)、輸出コンテナ表面の空間線量を測定し証明書発行(4月～)、測定状況について公表(6月～)。</p> <p>空間 γ 線量異常なし(0.05～0.11 μ Sv程度)、海水中のセシウム不検出、輸出コンテナ測定本数約11万本。 【港湾局】</p> | <p>・ふ頭内の大気・海水・輸出コンテナの放射線量の測定を行い、その状況について公表することにより、横浜港の安全性を発信していきます。</p> |
| | | <p>【その他測定機器】</p> <p>①NaI(Tl)シンチレーションサーベイメーターを整備予定。(健康福祉局・食肉市場検査用)</p> <p>②水道局NaI(Tl)シンチレーションサーベイメーターを整備。(7月)</p> <p>③放射性物質測定機器GM式サーベイメーターを整備。(7月健康福祉局)</p> | <p>①機器整備により牛肉等の円滑な全頭検査の体制を強化します。</p> <p>②8/1から、水道水及び浄水発生土の放射能濃度検査を独自に実施しています。</p> <p>③今後、市内に多量の放射線が飛散する事態となった場合の市民等の健康相談に対応します。</p> |

(4)経済対策

【23年度に取り組む施策】

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|--|--|--|--|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 緊急調査や関係団体との意見交換による実態把握 | 発災直後の混乱等が一定程度収まった時点の市内企業の経営への影響や課題などを把握します。 | ●東日本大震災に伴う市内企業の経営状況等の実態を把握するため、緊急のアンケート調査を実施。 〔実施:4月、調査対象:市内企業936社〕 【経済局】 | ・6月の「景況・経営動向調査」によると、市内企業の業況感等は、全体としては徐々に改善しているものの、中小企業については大企業や中堅企業に比べ、改善度合いが鈍くなっています。引き続き、景況・経営動向調査(今後9月、12月、3月に実施)や関係団体との意見交換などを通じて、震災による市内企業への影響やニーズを継続的に把握します。 |
| | 中小製造業技術実態調査の追跡調査を実施し、今後の課題や行政への支援要望などを把握します。 | ●22年度に実施した、市内中小製造業の技術や経営実態を把握するための調査で発掘した、優れた技術力を有する中小企業419社を対象に、電話によるヒアリングを実施。 〔実施:6月～7月、8月19日記者発表〕 【経済局】 | |
| | 観光・MICE分野、港湾分野における関係団体との意見交換を引き続き実施します。 | ●横浜観光コンベンション・ビューローの賛助会員で構成する3つの部会で、定期的に情報交換を実施。 〔実施:インバウンド部会2回(5/26、7/7)、観光資源部会2回(4/7、6/21)、MICE部会1回(4/25)〕 【文化観光局】 | |
| | | ●震災や放射線汚染の被害等に関する対策について、港湾関係団体との意見交換を随時実施。 【港湾局】 | |
| 震災により影響を受けた市内中小企業の経営支援 | 「緊急特別相談窓口」を設置(3月14日)し、震災の影響による経営課題や資金繰りの相談に迅速に対応していきます。 | ●東日本大震災に伴う中小企業対策として、緊急特別相談窓口を設置し、震災の影響による経営課題や資金繰りの相談に対応。 〔設置:3月、相談件数:2,353件(7月末時点)〕 【経済局】 | ・「緊急特別相談窓口」においては、資金繰りに関する相談を中心に多くの相談を受けています。また、「震災対策特別資金(5年型・10年型)」も多くの中小企業に活用されています。引き続き、「震災対策特別資金(5年型)」の実施期間を24年3月末まで延長するなど、震災の影響で売り上げの落ち込みが大きい中小企業の資金繰りをしっかりと支援するとともに、市内中小企業の実情に応じた対策を検討・実施します。加えて、このところの急激な円高の影響で厳しい経営環境におかれる中小企業を支えるため、9月1日に創設した「円高対策資金」により資金繰りの円滑化を図ります。 |
| | 震災により直接・間接の被害を受け、売上の落ち込みが特に大きい市内中小企業を支援するため、「震災対策特別資金」を創設(4月1日)することに加え、国の新たな保証制度に対応した資金を創設し、融資枠を拡大します。 | ●震災により被害を受け、売上の落ち込みが大きい市内中小企業等を対象に、「震災対策特別資金(5年型)」を創設。 【経済局】 ●国の新たな保証制度に合わせ、「震災対策特別資金(10年型)」を創設(100億円の融資枠を新設)。 〔融資実績(7月末時点)〕 【5年型】1,045件、160億6,040万円 【10年型】252件、58億6,256万円 【経済局】 ●「震災対策特別資金(5年型・10年型)」の創設に伴い、保証料を累計融資額3,000万円まで全額助成。 【経済局】 | |
| | 原料・部品等の調達が困難となっている市内中小企業に対し、代替品の調達先(連携先企業)等を紹介します。 | ●既存の中小企業技術相談事業について震災対策の特別枠を設置。原料・部品等の調達が困難となっている市内中小企業に対し、代替品の調達先(連携先企業)等を紹介。 〔記者発表:5月、相談件数:8件〕 【経済局】 | |
| | BCP(事業継続計画)立案を促進するためのセミナーや専門家による個別アドバイスを拡充します。 | ●震災により、中小企業において高まっている事業継続計画(BCP)策定ニーズに応えるため、セミナーを開催。BCPに詳しい専門家を講師に迎え、東日本大震災における事例のほか、策定のメリット・策定方法を紹介し、BCP策定を支援。 〔BCPセミナー7月開催、第2回を11月に開催予定〕 【経済局】 | |
| ●既存の中小企業技術相談事業について震災対策の特別枠を設置。BCPに詳しい専門家(技術アドバイザー)が中小企業に出向き、BCP策定に向けたアドバイスを実施。 〔記者発表:5月〕 【経済局】 | | | |

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|------------------------|--|---|--|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 震災により影響を受けた市内中小企業の経営支援 | 民間建築物の耐震改修工事の促進へ向けた啓発・誘導や狭あい道路拡幅整備事業の推進、市内道路等補修や公共施設の耐震対策など、市内企業の受注量の安定に向けた取組を実施します。 | <p>●住宅の耐震化をより一層促進するため、補助制度の拡充や訪問相談の実施、啓発・PRを強化。 〔木造住宅耐震改修工事補助限度額：課税世帯 150万円⇒225万円、非課税世帯 225万円⇒300万円〕 〔マンション耐震診断に対する補助率：補助率1/2⇒2/3〕 〔啓発、PR：広報よこはま耐震特別号8月19日発行〕 【建築局】</p> <p>●特定建築物の耐震化を促進するため、補助制度を拡充。 〔多数の者が利用する建築物：耐震改修補助率15.2%⇒1/3（上限1,000万円⇒規模に応じ2,000～5,000万円）〕 〔緊急交通路沿道の建築物：耐震設計・耐震改修補助制度新設〕 【建築局】</p> | <p>・「緊急特別相談窓口」においては、資金繰りに関する相談を中心に多くの相談を受けています。 また、「震災対策特別資金（5年型・10年型）」も多くの中小企業に活用されています。 引き続き、「震災対策特別資金（5年型）」の実施期間を24年3月末まで延長するなど、震災の影響で売り上げの落ち込みが大きい中小企業の資金繰りをしっかりと支援するとともに、市内中小企業の実情に応じた対策を検討・実施します。 加えて、このところの急激な円高の影響で厳しい経営環境におかれる中小企業を支えるため、9月1日に創設した「円高対策資金」により資金繰りの円滑化を図ります。 (再掲)</p> |
| | | <p>●狭あい道路の拡幅にあたり、整備支障物件や擁壁の除去や移設等に関する費用の助成を実施。 【建築局】</p> <p>●公道に面する拡幅整備用地について、横浜市が舗装・管理を実施。 【建築局】</p> | |
| | <p>市内に避難している被災者の方を対象として、市内企業の求人とのマッチングを実施(4月13日から)します。</p> <p>●市独自の無料職業紹介事業「ジョブマッチングよこはま」の制度を利用し、東日本大震災で被災され、市内に避難されている方々の就職支援を実施。 〔被災者からの相談人数：26人〕 〔市内企業からの求人社数：25社〕 〔マッチング成立件数：3件〕 【経済局】</p> | | |
| 電力制限への対応 | 震災後の電力使用抑制に伴う省エネ(CO ₂ 削減に資する)設備等の導入を図る中小製造業に対し、助成を実施(5月10日から)します。 | <p>●中小製造業が経営革新のために行う設備投資に対し経費の一部を助成(10%)。CO₂削減に資する設備投資の場合は、さらに8%上乗せし、助成率を18%に拡充。 〔申請件数：18件、助成見込額：100,114千円(うちCO₂削減対象：13件、助成見込額：28,610千円)〕 【経済局】</p> | <p>・6月の「景況・経営動向調査」によると、震災による事業活動への影響について、7割以上の市内企業が「電力供給制限や節電の要請による稼働の低下や営業時間の短縮」を挙げています。今後もニーズの把握に努め、省エネ(CO₂削減に資する)設備等の導入を図る中小製造業に対し、助成を実施(受付：24年1月まで)するとともに、中小企業を対象とした省エネセミナーを追加実施(年内)します。また、引き続き省エネルギーの専門家による派遣相談を実施します。</p> |
| | 市内企業を対象とした省エネ対策セミナーの前倒し実施に加え、省エネルギーの専門家による派遣相談を実施します。 | <p>●例年実施している省エネセミナーを、東日本大震災の影響による夏期の電力使用制限実施に、緊急震災対策セミナーとして前倒しで開催。中小企業の取るべき節電対応策のアドバイス及び個別相談会を実施。 〔開催実績：6月に2回開催(103名参加)〕 【経済局】</p> | |
| | | <p>●既存の中小企業技術相談事業について震災対策の特別枠を設置。省エネルギーの専門家により、省エネの方法や技術開発等のアドバイスを実施。 〔記者発表：5月、震災対策相談(省エネ)：8件〕 【経済局】</p> | |

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|---------------------------|--|---|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 自粛ムードの広がりなど消費者マインドの低下への対応 | 震災で落ち込んだ観光需要を喚起するため、観光客増加やプロモーションにつながる「観光需要喚起認定事業」を広く募集し、助成を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●震災により落ち込んだ観光客を増加させるため、当初事業スケジュールを前倒して実施し、民間事業者への助成を積極的に行うことで観光需要を喚起。【文化観光局】 ●さらに、7月以降ハイシーズンの集客事業の支援を強化するため、5月に1,000万円の増額補正。 〔4月:4件認定(350万円助成)、7月:13件認定(980万円助成)〕 【文化観光局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災の影響による来街者の激減は、GWを境として改善傾向にあります。外国人来訪者数については、未だ厳しい状況にあります。 市長のトップセールス等により、国内外からの企業誘致に継続的に取り組むとともに、引き続き国内誘客に取り組む、あわせて、アジアを中心とした海外プロモーションや、市内開催応援プランによる国内・国際会議の開催促進にも力を入れていきます。 特に、「ヨコハマトリエンナーレ2011」や、「OPEN YOKOHAMA 2011」(いずれも8月6日から11月6日まで)などの取組を通じて、都心部の賑わいづくりを進めています。 |
| | 商店街でのイベントや「横浜“震災復興支援”150円商店街」実施時に、被災地の製品の販売等を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●21年度より実施している「150円商店街」を、「横浜”震災復興支援”150円商店街」とし、開催する市内商店街に対して支援。売上の一部を震災復興義援金として寄付するほか、当日は、被災地の農産物等の販売コーナーなどを実施。 〔開催:6月、開催数:24商店街〕 【経済局】 ●各種イベント時に被災地の製品の販売等を実施する市内商店街に対し、関係機関との調整等支援。【経済局】 | |
| 風評被害に対する「横浜の安全と元気」のアピール | 市内に進出した企業や今後進出する可能性のある企業のほか、修学旅行の目的地と考えている学校等、多くの方々に、横浜の安全性に関する正確な情報の提供等を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市内に進出した企業や今後進出する可能性のある外国企業等に対し、横浜の安全性について情報提供。6月以降は、進出企業に対して、電力制限や計画停電、節電チャレンジに関する情報を随時提供。また、みなとみらい地区オフィスビル内覧会(仲介事業者向け)にて、みなとみらい地区の安全性をPR。 〔情報提供件数:3月(200件)、4~5月(188件)〕 〔みなとみらい地区オフィスビル内覧会PR件数:4月21日・22日、約150件〕 【経済局】 ●横浜を修学旅行先として予約または計画中の学校に向けた「市長の安全宣言メッセージ」を市内ホテル等に提供。【文化観光局】 | |
| | 企業の進出先、観光・MICEの目的地、外航船の寄港地として、横浜を選んでいただけるよう、海外へ市長がトップセールスを行うとともに、あらゆる機会を通じ、「横浜の安全と元気」をアピールします。 | <ul style="list-style-type: none"> ●横浜に関する正確な情報を提供し、「横浜の安全と元気」をアピール。 企業の進出先、観光・MICEの目的地として横浜を選んでいただけるよう、海外で市長がトップセールスを実施。また海外のメディアや旅行業界関係者の招聘機会を捉えるなど、あらゆる機会を通じ「横浜の安全と元気」をアピール。 〔トップセールス実施期間:6月、訪問先:上海、仁川、ソウル〕 〔企業誘致トップセミナー:6月、ソウル(参加60社)〕 【政策局、経済局、文化観光局】 〔中国・韓国の観光視察団を受入:6月〕 〔海外メディアの誘致・取材支援等:7月(3件)、8月(1件)〕 【文化観光局】 | |
| 観光・MICE分野における取組 | 市内ホテルと観光施設とのタイアップ事業について、市民向けPRなどの支援を実施(5月6日から6月30日)します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市内の宿泊施設・観光施設が「横浜から日本を元気に」をコンセプトに実施した「パワーアップ横浜キャンペーン(市民向け特別プランの提供)」を支援。 〔実施期間:5月6日~7月14日〕 〔参加施設:28施設、利用件数:4,336件〕 【文化観光局】 | |
| | 野毛大道芸・赤レンガ倉庫等、街の賑わいの様子をソーシャルメディアを活用して発信するなど、安全に楽しめる横浜観光をアピールします。 | <ul style="list-style-type: none"> ●インターネット上の動画共有サイトに、横浜の街がイベントなどで賑わう様子を掲出し、世界に向けて安全に安心して楽しめる横浜観光をアピール。 〔再生回数:約8,300回〕 【文化観光局】 | |
| | 「横浜トリエンナーレ」の開催期間に合わせて「INVITATION to OPEN YOKOHAMA 2011」を開催します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●わが国を代表する現代美術の国際展「ヨコハマトリエンナーレ2011」を横浜美術館、日本郵船海岸通倉庫(BankART Studio NYK)で開催。 〔開催期間:8月6日~11月6日〕 【文化観光局】 ●都心臨海部の賑わい創出と新たな魅力発信を目指して、アート・文化・歴史・食などの横浜ならではの魅力を、まち歩きや一体的広報でつなぎ、市民と協働でプロモーションする「OPEN YOKOHAMA 2011」を「ヨコハマトリエンナーレ2011」の開催期間に合わせて実施。【文化観光局】 | |
| | 国際会議の同時通訳経費を補助するなど、新たなコンベンション開催支援メニューを創設し、開催につなげます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●国内・国際会議に対し、同時通訳経費の一部補助など具体的な支援メニューを提示し、市内でのコンベンション開催を支援。 〔支援実績:10件〕 【文化観光局】 | |

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|------------|---|---|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 港湾分野における取組 | <p>原発事故の影響への対応として、横浜市域の放射線量の測定及びホームページでの公表、船会社等へのメッセージの送付や訪問に加え、港内の大気、海水の放射線量測定結果の関係者への情報提供、コンテナの放射線量測定の証明書発行を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●ふ頭内の大気・海水・輸出コンテナの放射線量の測定の実施及び関係者への情報提供。 〔大気:3月22日～(毎日)〕 〔海水:4月14日～(毎週)〕 〔コンテナ:6月～(毎日実施、毎週公表)〕 【港湾局】 ●横浜港港湾関係団体及び各ターミナルへ放射線量測定器を無償貸与と測定実施。 〔購入台数:港湾局10台、(財)横浜港埠頭公社24台、国からの無償貸与9台(7月末時点)〕 【港湾局】 ●国内外の船会社へ市長名でのメッセージ送付[23社、3/17～] 【港湾局】 ●国内外の船会社への直接訪問〔市長による海外本社2社、局等による船会社訪問21社(7月末時点)〕 【港湾局】 ●大使館への市長メッセージ送付(21カ国・地域)や訪問(6/1～) 【港湾局】 ●国交省による輸出コンテナ放射線測定のためのガイドラインの作成を要望。 〔ガイドライン策定:4月〕 【港湾局】 ●ガイドラインに基づく横浜港での測定結果の証明書発行(4月～)。 〔測定状況:コンテナ約10万本(8月15日時点)〕 〔証明書発行:コンテナ約1万本、除染コンテナ16本(8月15日時点)〕 【港湾局】 | <p>・放射線測定に係る経費について、国(経済産業省)の補助や東京電力に対する損害賠償請求などを検討するとともに、ふ頭内の大気・海水・輸出コンテナの放射線量の測定の実施や、国内外の船会社等の訪問など原発事故の影響への対応、電力不足への対応、および外国客船の寄港減や観光船の利用減などへの対応を図ります。</p> |
| | <p>今夏の電力不足への対応として臨港道路等の照明の一部消灯の実施や、横浜港全体での有効な節電対策を検討するとともに、主要港湾施設について必要な電力を確保すべく、国や東京電力への働きかけを実施します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●横浜港全体での徹底した節電対策を実施。 〔制限緩和と通知による節電:削減値5%〕 【港湾局】 ●コンテナターミナルにおいて、安定的な物流活動が可能となるよう電力を確保。 〔自家発電機稼働日数:37日〕 【港湾局】 ●電力提供者に対する、定例及び緊急時の電力情報発信。 〔定例電力情報:7月8日～(毎週:8回)〕 〔緊急時電力情報:7月13日(2回)〕 【港湾局】 ●大さん橋国際客船ターミナルの安定的運営が可能となるよう電力を確保。 【港湾局】 ●国や東京電力への働きかけ。 【港湾局】 | |
| | <p>外国客船の寄港減や観光船の利用減などへの対応を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●船舶運航会社や代理店などを訪問し、横浜港や日本の状況を説明する事で、今後寄港が予定されている外国客船のキャンセルを食い止める。また、全国規模の客船誘致連絡会議を活用し、対外的に日本の(安全な)状況を発信する事で、外国客船の寄港促進を図る。 〔24年外国客船寄港予定数:21隻〕 【港湾局】 ●横浜港における観光船事業者への経済的影響を調査し、市としての支援策を実施。また旅行者等へ市長メッセージを送付し、回復を図っている。 【港湾局】 | |
| | <p>その他 (震災に起因するふ頭用地の地盤沈下等に対する対応)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●倉庫等に使用しているふ頭内の用地について、地震による地盤沈下等により使用に著しい支障を来している場合に復旧に要した費用について使用料の一部減免を実施。特例減免事前審査申請書の受付と事前審査を実施中。 【港湾局】 | |

【中期的視点で取り組む施策】

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|----------------------------|---|---|--|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| エネルギー関連分野等における中小企業支援に向けた取組 | 研究開発助成やコンソーシアムの形成などを通じて、省エネルギーや再生可能エネルギー分野などにおける中小企業の新技術・新製品開発への支援を拡充します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業研究開発促進事業(SBIR)の中で、震災を機に強く求められるようになった「エネルギー消費の削減・再生可能エネルギーの普及促進に特に寄与する開発」についての支援を強化。 〔申請受付:5月～6月〕 〔申請件数:重点枠(環境分野)23件(新規22件、継続1件)〕 【経済局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー分野の開発への意欲が更に高まっていくことが予想されるため、次年度に向け、より効果的な支援策を検討していきます。 |
| 観光・MICE分野や港湾分野における取組 | 海外誘客・MICEの戦略的な巻き返しとして、国や関係機関と連携し、横浜に関する積極的な情報発信を行い、現地の意向を把握しつつ、最適な時期にプロモーションを展開します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ビジットジャパン地方連携事業等を活用して、アジア6地域を対象に近隣自治体や交通事業者との広域連携により各種のプロモーションを展開中。〔実施中:5事業〕 【文化観光局】 ●アジア6地域で開催される現地旅行博等に参加:10件 【文化観光局】 ●海外メディアの誘致・取材支援等:7月(3件)、8月(1件) 【文化観光局】 ●中国向けプロモーションとして、現地の旅行会社やメディアを対象とした観光セミナー(11月開催予定)を準備中。また、横浜友好観光大使を起用したメディアプロモーションについて調整中。 【文化観光局】 ●羽田空港に国際便が就航している航空会社と連携したプロモーションについて調整中。 【文化観光局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・5月に開催された9都府県市首脳で採択された国家要望を提出。企業や近隣自治体との広域連携による海外プロモーションを積極的に展開していきます。 |
| | 横浜港経営戦略会議等で東北地方の物流再構築に関する検討を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●東日本と横浜港とのフィーダー輸送の再開支援策を実施。また、国に対しても、海上輸送を再開した際の内航航路運航費補助等を要望。 【港湾局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜港フィーダー輸送復興支援制度」として、11月30日まで内航輸送支援及び鉄道輸送支援を実施していきます。 |

(5)市民生活対策

【23年度に取り組む施策】

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|----------|--|--|--|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 夏の電力不足対策 | 今夏の電力不足に対処するため、市民・企業・行政が一丸となって、最大使用電力の削減(▲15%)に取り組みます。本市の施設においても最大使用電力削減目標を設定し、市庁舎、区庁舎等で節電に取り組むとともに、地区センターなど一部の市民利用施設において輪番休館(平日週1日休館)を行うなど、全市的な対応策を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●具体的な節減取組や中長期的な取組の方向性を記載した「横浜市節電・省エネ対策基本方針」を策定。〔時期:6月〕 【温暖化対策統括本部】 | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネを目的とした取組については、引き続き10月以降も継続していくとともに、区役所窓口の受付終了時刻の変更については、市民アンケートや節電効果等の状況を踏まえ、継続の可否を検討していきます。 ・冬の節電・省エネについては、今後の国の方針・電力需給見通しを踏まえて決定していきます。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ◎市庁舎・区庁舎等での節電の取組〔時期:7月～〕 ●節電対策の進行管理・徹底を図るため、各区局の総務担当課長を節電・省エネ推進担当に兼務発令。〔時期:7月～〕 【温暖化対策統括本部】 ●区役所窓口の受付終了時刻の変更(17:15→17:00)。〔時期:8月～〕 【市民局】 ●ランチシフト・ワークシフトの実施。〔時期:7～9月〕 【温暖化対策統括本部】 ●市庁舎全体で照明の50%カット。〔時期:7～9月〕 【温暖化対策統括本部】 ●本市大口電力需要施設における電力削減。〔時期:7～9月〕 【温暖化対策統括本部】 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ◎広報・広聴・啓発活動 ●経済団体、業界団体や企業等への直接訪問による節電依頼とアンケートを実施。アンケートでは、35%がランチシフトを実施と回答。〔時期:依頼6月、アンケート7月(回答181件)〕 【温暖化対策統括本部】 ●市民に対する節電・電力需給に関する正しい情報の的確・迅速な周知。 【温暖化対策統括本部】 ●東京電力に対する自主的・積極的な広報を要請。 【温暖化対策統括本部】 ●市立小中学校において、授業や夏休みの課題などで節電に関する教育を実施。 【教育委員会事務局】 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●地区センター、コミュニティハウスなど、一部の市民利用施設を順番に平日1日を閉館とする輪番休館を実施。〔時期:7～9月、実施:261施設〕 【温暖化対策統括本部】 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●夏の電力対策に伴う休日保育事業を実施。〔時期:7月～、実施:22園〕 【こども青少年局】 | |
| | 電力が緊急に逼迫した場合、携帯電話のエリアメール等を活用して市民に節電を呼びかけ、大規模停電を回避するような行動につなげます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校からのメール配信による緊急連絡システムの活用。〔時期:7月～9月、登録者数:84校、約4万7千人〕 【温暖化対策統括本部】 ●災害対策本部による防災情報Eメールの活用。〔時期:5月～9月、登録者数:約7万3千人〕 【温暖化対策統括本部】 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校メールによる緊急連絡システム、防災情報Eメールなど電力逼迫時のエリアメールの今冬以降の活用については、今後の国の方針・電力需給の見通しを踏まえ、継続活用について決定していきます。 |
| | ごみの焼却工場において、電力消費のピークになる時間帯に焼却量を増加し、発電量を増やします。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ発電出力は、平日12時～15時の間、前年同月比で4工場合わせて約6,000kWの増加。(一般家庭の夏場ピーク時5,000世帯分の電力に相当)〔7月～8月〕 【資源循環局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、焼却工場の省エネの推進と、ごみ量に見合った効率的な発電を行います。 |
| | 街路灯などの消灯に関する交通安全及び防犯への対策 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ●街路灯などについて、消灯により交通安全及び防犯上危険であるとの市民要望を踏まえ、再点灯を実施(防犯灯については、消灯は行っていない)。 【温暖化対策統括本部】 | <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯の再点灯については、市民要望等を踏まえて、引き続き実施していきます。 |

※…新たに追加した取組

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|----------------------------------|---|--|--|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 市民・企業 一体となった キャンペーン の実施 | 節電キャンペーンとして、広域的な連携により、ネオンや自動販売機の電力を落とすなど、企業・家庭での「節電チャレンジ」等を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県内全域の市民・企業・行政を対象とし、実施時間の前年同日比15%カットを目標に、通常設定温度の2度引き上げ、ランチシフトなどを実施。 〔時期:6月22日13時～15時、実施結果:前年比13.4%カット〕 【温暖化対策統括本部】 | <ul style="list-style-type: none"> ・節電チャレンジでの成果や課題を踏まえ、今後も節電・省エネ取組の広報啓発を引き続き実施していきます。 |
| | 市から発送する通知書等に熱中症対策・節電等の啓発チラシを同封し、効果的に情報を発信します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の特定健康診査受診券送付用封筒に、熱中症への注意を喚起するキャッチコピーを印刷〔8月2日送付、配布人数:20万人〕 【健康福祉局】 ● 広報よこはまに、熱中症に関する注意喚起の記事を掲載。〔時期:7～8月〕 【健康福祉局】 ● 横浜市ホームページトップに「知って防ごう!」と題し、熱中症予防対策と関連ページのリンクを表示。 【健康福祉局】 ● 横浜市ホームページ(消防局)で、熱中症による救急搬送人員について毎日公開。〔時期:7月～〕 【消防局】 ● 市営地下鉄車内の文字広告、ごみ収集車のアナウンスを活用して熱中症の注意喚起を実施。 〔時期:地下鉄=7月末～8月初、ごみ収集車=8～9月〕 【健康福祉局】 ● 気温が高い日を中心に消防車両による広報を実施。 〔時期:7～9月〕 【消防局】 ● 熱中症予防対策に関する啓発用ポスターを各区、地域ケアプラザ、その他介護保険事業者等に送付。 【健康福祉局】 ● 高齢者住宅生活援助員(約40名)へ救急搬送状況と熱中症対策のポイントを説明し、リーフレット配布。 【消防局】 ● 熱中症の注意喚起と予防に関するリーフレットを各消防署を通じて市民へ配布。〔時期:7月～、配布:9千枚〕 【消防局】 ● 横浜市民生委員児童委員協議会にて、民生委員に環境省作成の熱中症に関するチラシを配布し、個別訪問時などに対策の周知を依頼。 【健康福祉局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・過度な節電によって、熱中症の発症が増加することがないよう、夏季において熱中症に関する情報の提供と正しい知識の普及啓発を推進していきます。 |
| 突発的な停電対策や省電力化対策 | 停電時においても、区役所の窓口サービスに必要な電源を確保するため、全区庁舎の非常用電源を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電力不足対応として、18区庁舎に予備電源を整備中(災害対策用自家発電機から、窓口サービスに最低限必要な各種電算システムへ配線を実施)。 〔時期:5月～〕 【市民局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・9月中に全区庁舎に予備電源を整備する予定です。 |
| | 熱中症対策のマニュアルを作成する等、停電や冷房が十分に使えない状況を想定した高齢者施設・障害者施設等の運営を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 状況に応じたきめ細かい熱中症対策を行うよう高齢者・障害者施設へ通知するとともに説明会を開催し、周知(換気、すだれの設置、水分・塩分の補給、体調管理など)。 【健康福祉局】 ● 市立保育所で、扇風機やよしずを設置。 〔時期:7月～、実施:96か所〕 【こども青少年局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設・障害者施設や保育所の運営については、引き続き、厚生労働省等からの要請も踏まえ、随時、施設に対する注意喚起等を実施していきます。 |

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|--------------------------------|--|--|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 突発的な停電対策や省電力化対策 | 消費電力削減に向けた照明のLED化など、公共施設の省エネルギー対策を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●区庁舎や市民利用施設における照明器具のLED化を推進(区庁舎をはじめ、公会堂、地区センター、コミュニティハウス、スポーツセンター、男女共同参画センター等の市民利用施設において順次購入手続き中)。【市民局】 〔時期:6月～〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・区庁舎や市民利用施設における照明器具のLED化については、品不足や設置可能な機種種の調整などがあり整備までに時間を要する状況ですが、できる限り早期設置を目指します。また、市庁舎のLED化を順次進めるとともに、区庁舎で電力使用量状況の把握を引き続き行うなどで、省エネルギー対策を推進します。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●市庁舎のLED化を実施するため、廊下など共用部の照明のLED化を速やかに進め、執務室では調査を行った上でLED化を行う。【温暖化対策統括本部】【総務局】 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●区庁舎において、省エネ・温暖化対策を実施するため、電気の使用状況の精密測定を実施し、電力使用状況の見える化を実施中。【見える化実施:7月～、実施:8区】【建築局】 | |
| | 保育所の省エネ、太陽光発電設備設置の推進 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ●今年度新設の保育所(23施設)のうち、太陽光発電設備設置を希望する施設に対し、建設費補助の加算を実施。【子ども青少年局】 ●環境配慮した新設保育所に対し、「よこはまエコ保育所」の認証制度を今年度から導入。【子ども青少年局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、新設園を対象に保育所の太陽光発電設備設置補助加算ならびにエコ保育所の認証を実施しますが、既存園についても、次年度以降の対応を検討していきます。 |
| 区庁舎以外の非常用電源設備等の整備 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ●自家発電設備接続のための改修(横浜美術館)【文化観光局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・横浜美術館の自家発電整備接続のための改修は、12月末に完了予定です。 | |
| 市民の安全のための放射線対策 | 環境監視センターにおける大気中の放射線量の測定に加え、衛生研究所及び中央卸売市場(本場、南部、食肉)への放射線測定機器整備により、「放射線検査体制」の強化及び検査情報を迅速に市民に伝える仕組みを構築するとともに、横浜で流通する食品の安全性をPRします。 | 放射線対策の取組については、 「(3)放射線対策」を参照 | |
| 恐怖心が払しょくできず、精神的に追い込まれる子どもの心のケア | 学校・保育所・区役所等での職員・カウンセラー等による、心のケアの実施や、精神科医等の専門家による保育士・教職員へのサポートを実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校において被災地から避難してきた児童生徒の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助等の様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣。【実施:6月～、スクールカウンセラー2人を2校に派遣】【教育委員会事務局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、学校の要望などに対応して、スクールカウンセラー等を派遣していきます。 |
| 子どもの防災意識の向上 | 安全教育(防災)の取組事例を各小中学校へ発信することで、児童生徒の防災意識の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校において、防犯、防災、交通安全教育を実施するとともに、定期的な避難訓練やその中で津波を想定した避難訓練を実施。【実施:5月～、避難訓練実施:小中学校全校(うち大津波を想定した訓練実施:88校)】【教育委員会事務局】 ●こどもの防災意識の向上として、消防局職員が直接学校へ出向く「おでかけ防災教室」を、市内小学校175校で実施。【実施:随時、実施学校数:175校】【消防局】 | <ul style="list-style-type: none"> ・7月に改訂した「横浜市学校防災計画」に基づき、各学校において、学校単位の「防災マニュアル」を見直し、避難訓練等を実施するなど、児童・生徒の防災意識の向上や、学校・家庭・地域が一体となった防災教育を展開していきます。 |

※…新たに追加した取組

| 主な施策 | | 主な取組状況 | 課題・対応 |
|----------------------------|---|--|---|
| 施策名 | 施策概要 | | |
| 情報弱者への情報提供体制の整備 | 横浜市国際交流協会(YOKE)との連携による「外国人震災時情報センター」の設置など、情報がどなたにでも提供できるような体制整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●外国人震災時情報センターを設置し、外国人からの相談・問合せ等への対応や翻訳などを実施。 〔実施:22年3月～〕 〔実績:相談108件、翻訳7件、通訳2件〕 【政策局】 | ・現在は相談・問合せ等が減少してきています。今後の利用状況等を見ながら、センターの運営終了時期について検討していきます。 |
| 風評被害への対応や被災者をあたたかく迎える意識の醸成 | 人権擁護の観点から、ホームページ、イベント等で啓発活動を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●広報よこはま8月号人権コラムに、原発事故に係る人への風評被害に関する記事を掲載。 【市民局】 ●国の放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージを、人権課ホームページにリンクして啓発。 〔時期:4月～〕 【市民局】 ●サッカー横浜Fマリノス戦において、啓発活動を実施。 〔時期:4月〕 【市民局】 ●「人権よこはまキャンペーン2011」及び区民まつりにおいて、啓発パネルを展示。 〔時期:7月〕 【市民局】 | ・原発事故に係る人への風評被害について、区民まつりや人権講演会等さまざまな機会を捉え、引き続き啓発活動を実施していきます。 |
| | 被災により避難してきた子どもを受け入れるにあたっての配慮の徹底による、子どもたちの心のケアと二次被害の防止に取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●被災により避難してきた子どもを受け入れる際の配慮等について、学校教職員に通知するとともに、学校を通じて児童生徒、保護者へ周知。 〔時期:4月、7月〕 【教育委員会事務局】 | ・被災により避難してきた子どもたちに対し、心のケアと二次被害の防止にむけた学校教職員等の取組を引き続き実施していきます。 |

【中期的視点で取り組む施策】

| | | | |
|--------------------------------------|---|--|---|
| 省エネや温暖化対策を意識したライフスタイルへの転換 | リデュースの取組をはじめとした3R行動の推進など、環境に配慮したライフスタイルの啓発を行い、転換を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●3R夢(スリム)プランに関し、新たに市民向けパンフレットを作成し、各区へ配布。 【資源循環局】 ●「3R夢フェスタ」(6月)などのイベントや、各事務所による説明会〔123回(7月末現在)〕等における周知・啓発。 【資源循環局】 ●「ヨコハマR(リデュース)ひろば」による情報の受発信や、新たなリデュースの取組への支援。 【資源循環局】 | ・3R夢プランの周知・啓発を徹底するとともに、市民・事業者・行政が連携した取組である「ヨコハマRひろば」を活用するなど、市民・事業者のリデュースをはじめとした3R行動を推進していきます。 |
| | 省エネ性能の高い新築住宅に対する都市計画税の軽減を検討するほか、モデル住宅を活用して、住まい方も含めた省エネ対策について、市民への普及啓発を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●省エネ性能の高い新築住宅及び既存住宅の省エネ改修に対する都市計画税の軽減については、税制研究会での議論等を踏まえ、市税条例等の一部改正(案)を市会に上程。 〔時期:9月〕 【建築局】【財政局】 ●脱温暖化モデル住宅推進事業として、緑区十日市場町の市有地に11棟の脱温暖化モデル住宅を建築予定。 〔実績:モデルハウス(1棟)の10月公開に向け準備中〕 【建築局】 | ・省エネ性能の高い住宅に対する市民への十分な周知を行っていくほか、モデルハウスを活用して、省エネルギー型の住宅の普及に向けたより一層のPRが必要です。 |
| 自力での避難が困難な方に対する支援の強化など、つながりの醸成に向けた取組 | 地域防災拠点訓練の中で、要援護者支援のための実践的訓練を実施するなど、自力での避難が困難な方への支援を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●在宅の災害時の避難に何らかの支援を要する人を対象とし、手上げ方式や同意方式など、各区の実情に応じ、地域の助け合いにより、安否確認や避難支援等ができるような取組を実施。 〔時期:4月～〕〔実績:全区で取組中〕 【健康福祉局】 | ・行政が保有する要援護者の個人情報提供方法などの検討を行う「災害時要援護者対策見直し検討専門部会」を開催するなど、今後の取組について検討していきます。 |
| | 民生委員やボランティア、ケースワーカーなど様々な主体が連携し、高齢者や要援護者の見守り活動の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災以降、地域防災拠点訓練の中で要援護者支援のための実践的訓練として、「コミュニケーションボードの活用」「高齢者に配慮した区割り」「授乳室の設置」など地域が独自の取組を実施。 〔時期:4月～〕 【消防局】 | ・地域防災拠点運営訓練において、要援護者に配慮した取組事例を増やしていくため、各拠点の運営委員会に対して参考となる取組事例などの周知・広報の強化を実施していきます。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らし高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、民生委員及び地域包括支援センターに対して、行政が保有する個人情報を提供することにより、区を含めた三者が連携して支援を要するひとり暮らし高齢者を把握し、日常の相談支援や地域の見守り活動につなげる取組をモデル的に実施。 〔時期:7月～〕 【健康福祉局】 | ・7月にモデル事業実施区を募集しました(10区予定)。今後、実施区と関係団体で調整した上で、秋以降にモデル実施を予定しています。 |

(差込資料)

「総合的な震災対策の考え方」の取組状況について (補足説明資料)

8 ページ 主な施策「職員の派遣」の「主な取組状況」の4行目「3,348 人」については、次の欄の「長期派遣 12 人」を含んだ人数です。

津波からの避難に関するガイドライン

平成 23 年 8 月

横浜市消防局危機管理室

はじめに



平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により、東北地方や関東地方など広い範囲で甚大な被害が発生しました。本市においても、発災当日には多くの方々が帰宅困難者となられたことをはじめ、液状化現象による被害などもありました。

今回の震災で大きな被害が発生した原因は、何よりも、史上最大級とも言える津波の襲来です。東北地方を中心に、多くの尊い命が奪われ、家屋が倒壊し、電気、上下水道、ガスなどのライフラインにも壊滅的な被害がありました。大震災後、私も仙台市を訪問し、人々の生活全てを飲み込んでしまった惨状を目の当たりにして、改めて津波の破壊力のすさまじさを肌で感じたところです。

本市では、幸いにも津波による被害はありませんでしたが、震災は今後もいつ何時発生するかわかりません。港とともに発展してきた横浜にとっては、津波からの避難対策を早急に講じる必要があります。

その対策のひとつとして、津波が発生した際に、まずは市民の皆様が自らの安全確保のため迅速適切な避難行動をとっていただきたいという思いから、複数の学識経験者の方より御意見を伺って本ガイドラインを作成しました。万一の津波発生時はこのガイドラインに基づき避難してくださいますようお願いいたします。

なお、今後も想定津波の見直しや新たな知見に対応し、浸水予測区域を修正するなど、より安全なガイドラインとしてまいります。

横浜市長 林 文子

目 次

I 津波から身を守るために（避難の考え方）

- 1 ガイドラインの作成にあたり参考とした津波…………… 1
- 2 避難勧告・避難指示…………… 2
- 3 避難対象区域…………… 2
- 4 「より高いところ」への避難…………… 3
- 5 迅速な避難…………… 4
- 6 車での避難について…………… 4
- 7 周囲の助け合い…………… 4

II 津波への備え（できるだけ実施していただきたいこと）

- 1 避難場所、避難に必要な時間、避難経路の確認…………… 5
- 2 津波避難訓練…………… 5
- 3 自宅や職場での津波避難対策と地震対策…………… 6

III その他

- 1 用語の解説…………… 6
- 2 よくある質問…………… 8

別紙 1－1～6 「浸水予測区域及び標高図」

別紙 2 「浸水予測区域が含まれる町丁名一覧」

【ガイドライン策定にあたり御意見を伺った学識経験者（順不同）】

柴山 知也 教授（早稲田大学理工学術院社会環境工学科）

藤間 功司 教授（防衛大学校システム工学群建設環境工学科）

山本 吉道 専任教授（東海大学工学部土木工学科）

原田 賢治 准教授（静岡大学防災総合センター）

※本ガイドラインは津波からの避難について、市民の皆様の安全確保の観点から少しでも早くお示しできるよう作成しました。今後、東北地方太平洋沖地震を踏まえて国の中央防災会議で示される対策の基本的な方向性や神奈川県津波被害想定の見直し結果、また、本市での検討結果などを踏まえ、必要に応じ修正・改訂等を実施していく予定です。

I 津波から身を守るために（避難の考え方）

1 ガイドラインの作成にあたり参考とした津波

現行の本市防災計画では、今後 30 年間の発生確率が高いとされている東海地震で、1 m 未満の高さの津波が横浜港に到達すると想定しています。しかし、東北地方太平洋沖地震による東北地方の津波被害は想定を超えるものであったことから、本ガイドラインの作成にあたっては、地震の発生確率ではなく、市民の皆様の生命を守るという観点で、これまでに本市に襲来した最大津波を発生させたと考えられている 1703 年の元禄地震をモデルとして神奈川県地震被害想定調査(平成 19・20 年度実施)(*)で想定された「元禄型関東地震」による津波を参考としました。

【神奈川県地震被害想定調査】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5151/p15579.html>

【津波浸水予測図(元禄型関東地震)】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5151/p15578.html>

| | 元禄型関東地震 | 東海地震 | 南関東地震 |
|--------------------|---------------------------------|-------------------------------|---|
| 出典 | 神奈川県地震被害想定調査 | 横浜市地域防災計画 | 横浜市地域防災計画 |
| 解説 | 相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード 8.1 クラスの地震 | 駿河トラフを震源とするマグニチュード 8.0 クラスの地震 | 1923 年関東地震の再来。相模トラフを震源とするマグニチュード 7.9 クラスの地震 |
| 市域内の震度 | 震度 6～7（当時） | 震度 4～6 弱 | 震度 5 弱～7 |
| 予測される津波高 | 約 2.1m | 約 1.0m | 約 0.4～0.9m |
| 満潮時に到達する標高【注 1】 | 約 3.0m | 約 1.9m | 約 1.3～1.8m |
| 周期【注 2】 （前回） | 2,300 年程度 （1703 年 元禄地震） | 118.8 年 （1854 年 安政東海地震） | 約 200～400 年 （1923 年 関東地震） |
| 今後 30 年間の発生確率【注 2】 | ほぼ 0%【注 3】 | 87% | ほぼ 0～2% |

注 1 満潮時(横浜港の^{さくぼうへいきんまんちょうい}朔望平均満潮位)＝東京湾平均海面【T.P.】+0.9m に津波が到達する標高です。

注 2 地震調査研究推進本部（文部科学省）の地震に関する長期評価より。

注 3 0.001%未満の確率を表しており、発生しないという意味ではありません。

（*は、「用語の解説」（P.6～）参照）

本市では、津波警報(*)が出た場合は避難勧告、大津波警報(*)が出た場合は避難指示を発令することとします。

《避難勧告・指示等の基準》

| 避難区分 | 津波予報の種別 | 予想される津波の高さ |
|------|-----------|------------------------|
| 避難勧告 | 津波警報（津波） | 1 m、2 m |
| 避難指示 | 津波警報（大津波） | 3 m（4 m、6 m、8 m、10m以上） |

避難勧告は、市民の生命、身体を災害から守るため、災害対策基本法(*)第 60 条に基づき、津波警報や地震の震度などの内容や状況から災害発生の危険性が高まったと総合的に判断した場合に、避難対象区域を指定して市長が発令します。

避難指示は、避難勧告より拘束力が強いものであり、避難勧告と同じ目的で、危険度や緊急度が高い場合に、発令します。

地震の揺れを感じた場合などは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手しましょう。また、避難勧告・指示は、サイレン、広報車、報道機関への発表、地域への連絡、防災情報 E メール (*）、緊急情報メール（エリアメール）(*)などで市民の皆様にお知らせしますのですみやかに避難してください。

(*は、「用語の解説」(P.6～)参照)

《情報に対する心構え》

気象庁から発表される津波警報等や避難勧告・指示は、危険な情報の周知や避難行動を促すことを目的としています。しかし、大規模な地震が発生した場合などで、避難勧告・指示を伝達するために必要な情報伝達機器が壊れるおそれや、道路の損壊・渋滞などにより広報車が活動できないなどの理由で、迅速に伝達されない可能性もあります。また、観測機器などの損傷により、津波警報等自体が発表されないことも考えられ、過去には 1993 年の北海道南西沖地震のように津波警報が出される前に、津波が到達した事例もあります。

そのため、津波警報などや避難勧告・指示等が出されない場合でも、大きな地震の揺れを感じたときは、避難行動をとる心構えが重要です。

避難対象区域は、神奈川県地震被害想定調査による「津波浸水予測図(想定地震：元禄型関東地震)」の浸水予想区域とします。これを別紙 1-1～6「浸水予測区域及び標高図」に浸水深として表示しています。(町丁名については、別紙 2「避難対象区域が含まれる町丁名一覧」を参照してください。)

浸水予測区域周辺の地域についても、自主的な避難に努めてください。また、これらの地域については、避難勧告・指示を発令する場合があります。

なお、海岸や河口付近などの低地にいる場合は、浸水などに十分注意し、危険を感じた場合は速やかに避難をしましょう。

河川については、神奈川県「津波浸水予測図」で、津波が河川を遡った場合の浸水予測についても調査分析されたものとなっていますが、浸水が予測されていなくても、河川敷や沿岸・河川沿いの親水拠点(※)などにいる場合は、念のため離れてください。

なお、今回想定した3mを超える津波高4m以上の津波警報が発表された場合については、予想される津波高さに応じた避難対象区域の拡大や安全が確保できる避難場所の高さなどを市からお知らせします。

※親水拠点

河川の護岸・高水敷に親水施設（広場、通路、階段）を設置し、水辺に親しまれるよう広場状に整備した箇所

4

「より高いところ」への避難

津波から避難する際は、標高5m以上の高台、又は、鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の堅牢な建物の3階以上を目安に避難してください。

標高5m以上の高台（標高5m以上の地域については、別紙1-1～6「浸水予測区域及び標高図」参照）



または

鉄筋コンクリート造等、かつ、地震の揺れによる被害のない建物で、3階以上（または床上面5m以上）



津波発生の恐れがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本ですが、特に津波到達までの時間が短いと予想される場合は、「遠いところ」ではなく、「高いところ」へ避難することを心がけてください。

また、できるだけ次のことを心がけてください。

- ① さらに高い場所へ避難できるような場所（例：さらに高い場所へ避難できるような連続した地形や4階、5階・・・と、上層階へ避難できる高い建物）に避難する。
- ② 建物に避難する場合は、津波による船舶などの漂流物を考慮して、海に面する建物を1列目とすると、1列目よりも2列目、3列目の建物に避難する。

5**迅速な避難**

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難することを判断し、荷物を取りに行ったりせず、走れる場合は走って避難することを心がけてください。

津波が発生する地震の場合、地表が揺れているときには、すでに津波が発生し、沿岸へ向かって進んでいます。地震発生から津波が到達するまでの時間は、震源や地域によって様々ですが、数分で到達する場合があります。

6**車での避難について**

車を使わずに直ちに避難できる方は車を使用しないでください。

車は、荷物をたくさん積むこともできますし、複数の人が乗ることができます。

しかし、多くの人が車で避難すると、同時に同じ方向に車が集中することや、急ぐことによる交通事故の発生、避難場所付近での駐車待ちなど、渋滞する要因が多く考えられます。また、狭い通路で車が立ち往生した場合は、徒歩で避難している人の妨げになる可能性もあります。東北地方太平洋沖地震発生直後も、避難しようとする車で渋滞が発生し、立ち往生した多くの車が津波に襲われています。

一方で、高齢者や身体が不自由な方など、車での避難が必要な人もいます。このような方々がいち早く安全な場所に避難できるためにも、御協力をお願いします。

7**周囲の助け合い**

すぐに避難することが最も重要ですが、その場その場の状況で、できる「助け合い」を行ってください。

津波から避難する際に、素早く避難することができない高齢者や小さな子ども、津波警報などに気づいていない方、観光客などでどこに避難して良いのかわからない方がいることも考えられます。

このような場合は、手をとって避難をする、逃げながら自分の周囲にいる人に避難を呼びかけるなど、可能な範囲での助け合いをお願いします。

Ⅱ 津波への備え（できるだけ実施していただきたいこと）

1

避難場所、避難に必要な時間、避難経路の確認

(1) 避難場所

自宅や職場など、自分の生活圏にある避難に適した高台や堅牢な建物の位置を把握しておくことが重要です。また、地震による建物の倒壊や地すべりなどによる通行不能の場合も考慮し、できるだけ複数確認しておくことができればより安心です。

※横浜市では、津波警報等が出されたときに、避難者を受け入れていただける協力施設を求めています。



(2) 避難に必要な時間

避難場所を確認後、移動には実際にどのくらい時間がかかるのか、あらかじめ調べておくことで、突然の地震発生でも避難を開始しなければならない時間がわかり、冷静な判断が可能になります。また、不測の事態が発生することを考慮し、少し余裕を持った時間を考えておくことも必要です。

(3) 避難経路

避難経路の道幅、地震により道路がふさがれる危険性、迂回路はあるか、夜間で街灯が消灯し、暗闇となっても避難できるかなどを確認しておきます。また、大きな河川を渡る橋、土砂崩れの危険がある道路などをできるだけ避ける配慮も必要です。

2

津波避難訓練

実際に津波が発生した場合に、安全に避難するためには、知識だけではなく、実践的な訓練も重要です。津波からの避難の課題は何なのかを知るため、また、いつ何時津波が発生しても、すばやく安全に避難できるよう、地域などで津波避難訓練を実施しましょう。

(1) 図上訓練

近隣の人たちと、付近の地図などを見ながら、「避難に適切な経路」、「避難時の注意事項」、「安全な避難場所」などについて、みんなで意見を出し合います。

(2) まち歩き（タウンウォッチング）

「図上訓練」で話し合った避難経路や避難場所が本当に安全かどうか実際に歩いて確認します。その際、地震発生後の街を想像しながら歩くことで、課題や注意すべきことが明らかになります。

(3) 夜間の避難訓練等

地震や津波は夜間に発生する可能性もあります。これに備えて、夜間の避難訓練の実施や懐中電灯などの非常持ち出し品の点検をしておくことも有効です。

家族や職場の同僚など普段身近にいる人は、いざというとき頼りになります。また、自宅などにおける避難の妨げとなる箇所を点検しておくことや、避難場所などをあらかじめ決めておけば、それぞれが安全に避難でき、いざというとき、大切な家族を守ることもつながります。そのため定期的に家庭や職場で地震や津波の対策について、次に挙げるテーマなどを参考に話し合うことが重要です。

(1) 一人ひとりの役割分担

非常持ち出し袋を出す人やラジオなどで情報を得る人など、それぞれで必要と考えられる役割分担について、決めておくことが素早い避難行動のため有効です。



(2) 家具などの転倒防止や危険な箇所の確認

出入り口などの近くに大きな家具がある場合、家具が転倒し逃げられなくなることがあります。そのため、家具の配置の見直しや転倒防止器具の設置なども行っておきましょう。

(3) 避難場所

どんな状況でも対応できるよう、2～3箇所決めておくことが有効です。

(4) 安否確認方法

電話会社が提供する「災害用伝言サービス」を利用するなどのルールについて話し合っておきます。また、避難場所が小学校などの地域防災拠点(*)の場合は、「災害時安否情報システム」(*)を活用することができます。

(5) 非常持ち出し品の保管場所について

複数の場所や持ち出しやすい場所に置いておくことにより、様々な状況に対応でき、迅速な避難ができます。



(*は、「用語の解説」(P.6～)参照)

Ⅲ その他

本ガイドラインで用いる用語の解説については、次のとおりです。

(1) マグニチュード (M)

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値です。マグニチュードが0.2大きくなると、地震のエネルギーは2倍になります。

(2) 神奈川県地震被害想定調査

「神奈川県地震被害想定調査委員会」が平成19・20年度に実施した調査で、地震学及び地震工学等の最新の知見や技術を用い、神奈川県の自然条件や都市環境等の社会条件の特性を加味して、人的、物的被害の想定を行うことなどを目的とし、平成21年3月に調査結果がまとめられています。

(3) 東京湾平均海面(T.P.)

東京湾の平均的な海面高さのことで、全国の標高の基準(標高0.0m=T.P.)です。

なお、横浜港の計画護岸高は東京湾平均海面(T.P.)から2.7mとされており、朔望^{さくぼう}平均満潮位^{へいさんまんちょうい}(T.P.+0.9m)を加えた場合に、海面より1.8mの余裕を有しています。

(4) 朔望平均満潮位^{さくぼうへいさんまんちょうい}

大潮時の各月の最高の満潮位を平均した潮位のことで、横浜港では標高(T.P.)に0.9mを加えた潮位となります。

(5) 災害対策基本法

防災の計画・実施の体制に関し、国・地方公共団体の責務を定めた法律です。1959年(昭和34年)の伊勢湾台風の大きな被害を契機として、1961年に制定されました。

(6) 津波警報・注意報

津波による被害を軽減するため、気象庁は津波が発生する可能性がある場合に、地震発生から約3分を目標に、津波予報区ごとの「津波警報・注意報」を発表します。

※津波予報区

全国の沿岸を66区に細分化した津波に関する予報の発表単位です。横浜市沿岸は、「東京湾内湾」として発表されます。

《津波警報、注意報の種類》

| 種 | 類 | 解 | 説 | 発表される津波の高さ |
|-------|-----|---------------------------------------|---|-------------------|
| 津波警報 | 大津波 | 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 | | 3m、4m、6m、8m、10m以上 |
| | 津波 | 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 | | 1m、2m |
| 津波注意報 | | 高いところで0.5mの津波が予想されますので、注意してください。 | | 0.5m |

気象庁は、津波警報等を発表した場合、直ちに報道機関や市町村、警察などの防災関係機関へ伝達し、テレビ・ラジオなどを通じて市民の皆様へ情報を発信します。

(7) 緊急情報メール

NTTドコモが実施している、配信エリア内にあるNTTドコモの携帯電話に情報を提供するサービス(エリアメール)を活用し、本市が緊急的な情報を配信するものです。事前のメールアドレスの登録などの手続きを不要とし、緊急を要する防災情報をより多くの市民の皆様へ迅速に提供することを目的として実施しています。

なお、現在、他の携帯電話各社については、このようなサービスを実施していませんが、今後サービスが開始された場合は、同様に導入していきます。

(8) 防災情報Eメール

本市から、地震震度情報（緊急地震速報ではありません。）、気象警報・注意報等をはじめとする防災情報をEメールで配信するサービスです。このサービスを携帯電話等で活用することにより、地震震度情報、気象警報・注意報、横浜市からの緊急なお知らせなどの防災情報（任意に選択可能）をより早く入手することができます。

なお、本サービスは誰でも登録が可能で、登録方法は次の2通りです。

● 空メールを送る方法

「entry-yokohama@bousai-mail.jp」へ空メールを送信してください。案内メールが届きます。

<注意！>登録時の案内メールが届かない場合の対処方法

お使いの携帯端末等で、「迷惑メール受信拒否」等の設定がされており、本システム「yokohama@bousai-mail.jp」からのメールが受信拒否されている場合があります。各携帯端末等の仕様に従い、設定変更をお願いします。

● ウェブからアクセスする方法

右の二次元コードを読み取り、横浜市防災情報サイトにアクセスし、手順に従って登録してください。



(9) 地域防災拠点

震災時の避難場所として指定された、情報受伝達機能や防災資機材等を備えている小中学校等です。

(10) 災害時安否情報システム

大規模災害が発生した時などに、被災者の安否情報を求める声にお応えすべく、市内の地域防災拠点等で収集した被災者の安否情報を、インターネットを利用して市内外から確認していただけるシステムです。

本市の災害時安否情報システムは、個人情報に配慮し、安否情報を一覧で表示せずに、氏名等から検索して一致したもののみを表示するなど、必要とする方のみに情報が提供できるようにしています。

2

よくある質問

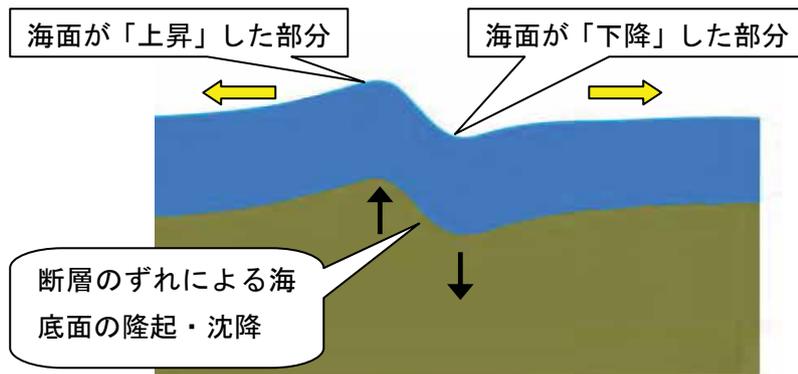
(1) 第1波が最大の津波？

津波は繰り返し押し寄せます。仮に津波の高さが低くなってきたからと安心することは大変危険です。津波は地形などの影響で反射や屈折などにより進行方向を変えたり、また、水深などにより津波の速さが変わるなどします。それらの津波が重なってしまった場合は増幅され、最大の津波となって到達する可能性もあるため、**第1波が最大であるとは限りません。**

なお、東日本大震災時の横浜港では、第1波が到達してから、1時間28分後に最大波が到達しています。

(2) 津波はいつも引き波から始まる？

地震による津波は海底面の隆起・沈降により海面が上下変動し発生します。海面の上昇した部分が先に沿岸に到達した場合は「押し波」から津波が始まり、下降した部分が先に沿岸に到達した場合は「引き波」から始まります。どちらから始まるかは津波が発生した場所の状況により決まりますので、必ずしも「引き波」から始まるとは限りません。



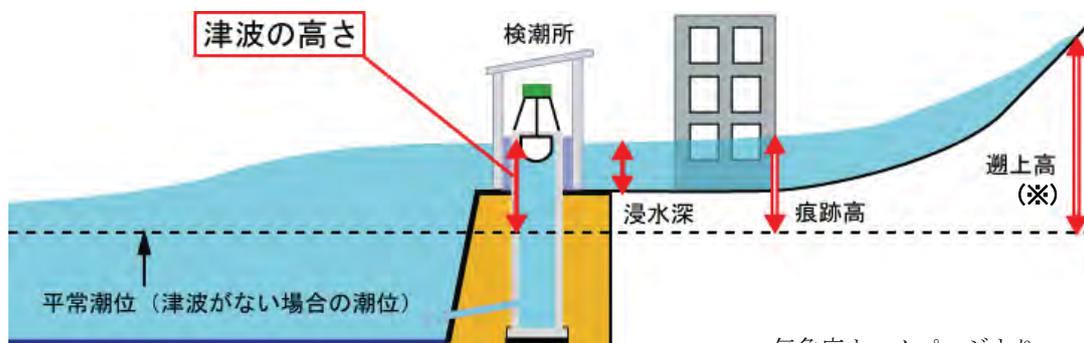
(3) 「津波は繰り返し来る」とあるが、どのくらいの時間繰り返すのか。

地震の規模や震源にもよりますし、波のどこまでが地震による津波なのかの判断が難しいため、正確な時間はわかりませんが、数時間に及ぶ場合もあります。

(4) 津波の高さ0mと予報される場合、どこの地点の高さ？

気象庁が発表する「予想される津波の高さ」は、海岸線での値であり、津波予報区における平均的な値です。そのため、場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがあります。また、現在の津波予測技術では、「予想される津波の高さ」の予想精度は、1/2～2倍程度とされています。

なお、「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言います。



※そじょうこう遡上高

海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さ（標高）のこと。「予想される津波の高さ」と同程度から、高い場合には4倍程度までになることがあります。

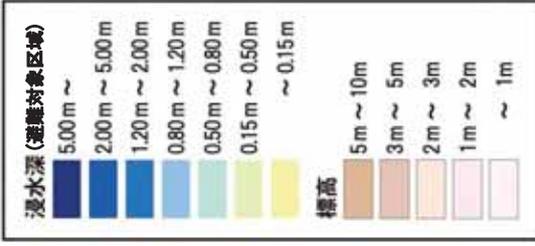
(5) 海岸の形や入り組んでいるところなどでは、津波の高さは変わる?

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる（遡上する）こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥など、特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。(気象庁ホームページより)

(6) 「高いビル」と「高い場所」が両方ある場合、どちらに逃げれば良い?

高台など、できるだけ標高が高い場所に避難したほうが良いとされていますが、時間がない場合は、最も早く避難できるほうに逃げてください。

浸水予測区域及び標高図



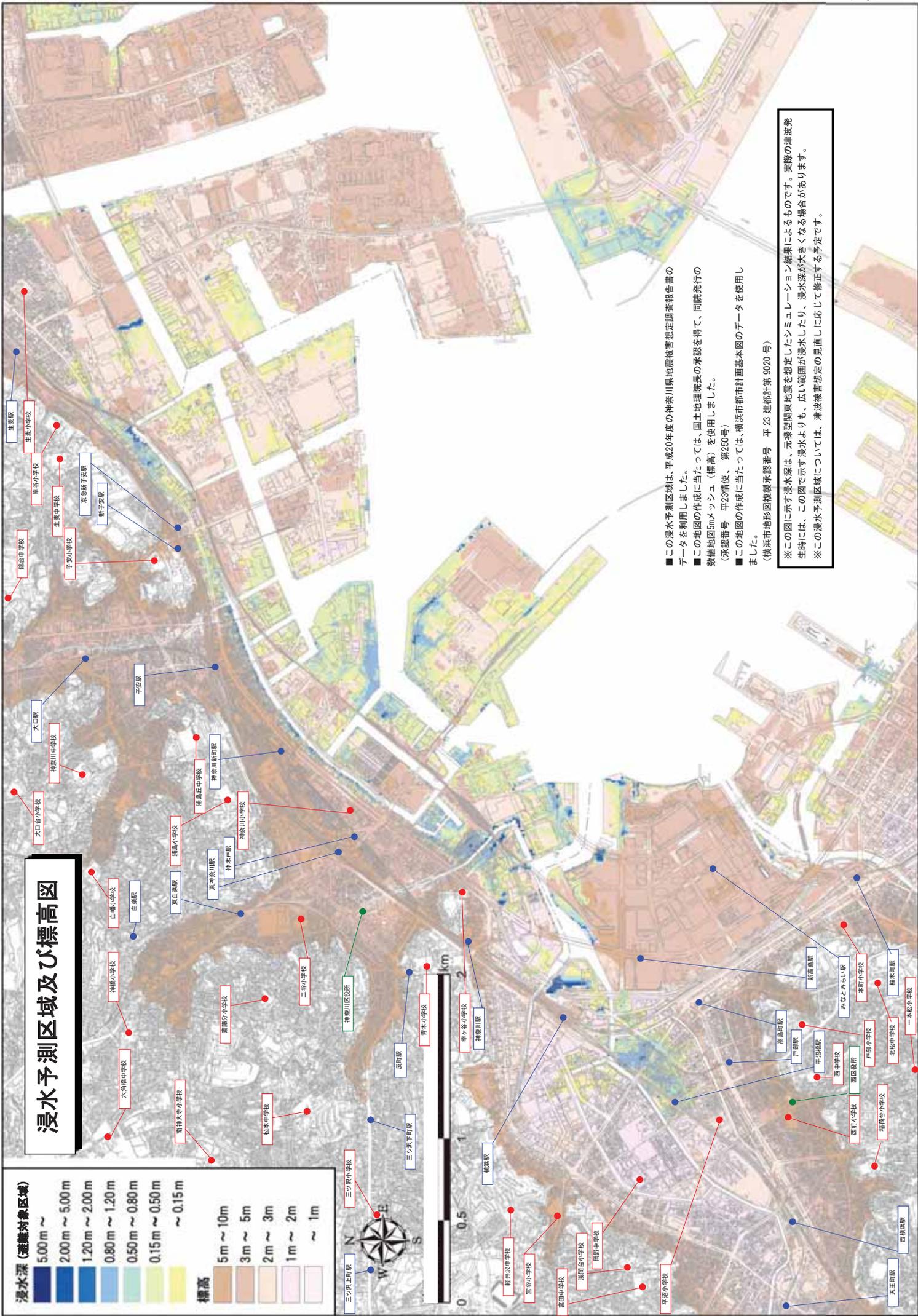
※この図に示す浸水深は、元禄型関東地震を想定したシミュレーション結果によるものです。実際の津波発生時には、この図で示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。

※この浸水予測区域については、津波被害想定の見直しに応じて修正する予定です。

- この浸水予測区域は、平成20年度の神奈川県地震被害想定調査報告書のデータを利用しました。
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5mメッシュ（標高）を使用しました。（承認番号 平23情使、第250号）
- この地図の作成に当たっては、横浜市都市計画基本図のデータを使用しました。（横浜市地形図複製承認番号 平23建都計第 9020号）



浸水予測区域及び標高図

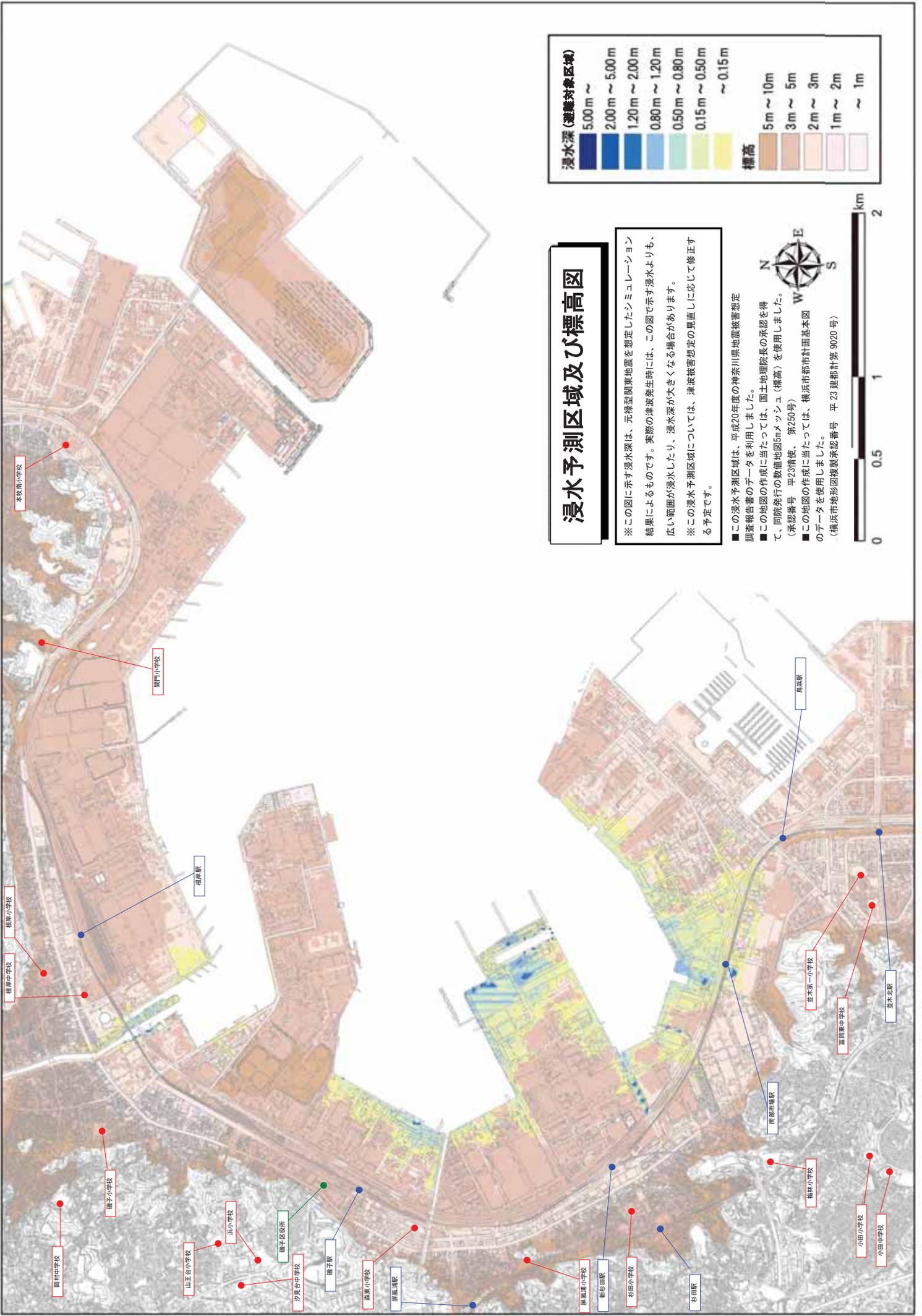


| 浸水深 (避難対象区域) | |
|---------------|--|
| 5.00m ~ | |
| 2.00m ~ 5.00m | |
| 1.20m ~ 2.00m | |
| 0.80m ~ 1.20m | |
| 0.50m ~ 0.80m | |
| 0.15m ~ 0.50m | |
| ~ 0.15m | |

| 標高 | |
|----------|--|
| 5m ~ 10m | |
| 3m ~ 5m | |
| 2m ~ 3m | |
| 1m ~ 2m | |
| ~ 1m | |

■この浸水予測区域は、平成20年度の神奈川県地震被害想定調査報告書のデータを利用しました。
 ■この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5mメッシュ (標高) を使用しました。
 (承認番号 平23情使、第250号)
 ■この地図の作成に当たっては、横浜都市計画基本図のデータを使用しました。
 (横浜都市地形図複製承認番号 平23建都計第9020号)

※この図に示す浸水深は、元機型固有地震を想定したシミュレーション結果によるものです。実際の津波発生時には、この図で示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。
 ※この浸水予測区域については、津波被害想定の見直しに応じて修正する予定です。



浸水予測区域及び標高図

※この図に示す浸水深は、元標型関東地震を想定したシミュレーション結果によるものです。実際の津波発生時には、この図で示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。

※この浸水予測区域については、津波被害想定の見直しに応じて修正する予定です。

- この浸水予測区域は、平成20年度の神奈川県地震被害想定調査報告書のデータを利用しました。
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5mメッシュ(標高)を使用しました。(承認番号 平23情使、第250号)
- この地図の作成に当たっては、横浜都市計画基本図のデータを使用しました。(横浜都市地形図複製承認番号 平23建都計第9020号)

0 0.5 1 2 km

| 浸水深 (避難対象区域) | 標高 |
|-----------------|----------|
| 5.00 m ~ | 5m ~ 10m |
| 2.00 m ~ 5.00 m | 3m ~ 5m |
| 1.20 m ~ 2.00 m | 2m ~ 3m |
| 0.80 m ~ 1.20 m | 1m ~ 2m |
| 0.50 m ~ 0.80 m | ~ 1m |
| 0.15 m ~ 0.50 m | |
| ~ 0.15 m | |

本牧那小学校

間門小学校

根岸中学校

根岸小学校

磯子小学校

山王台小学校

茶小中学校

汐原台中学校

磯子区役所

磯子小学校

磯子駅

磯子駅

南風瀬小学校

南風瀬駅

新杉田駅

杉田小学校

杉田駅

南風瀬駅

南風瀬小学校

並木第一小学校

並木中学校

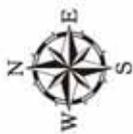
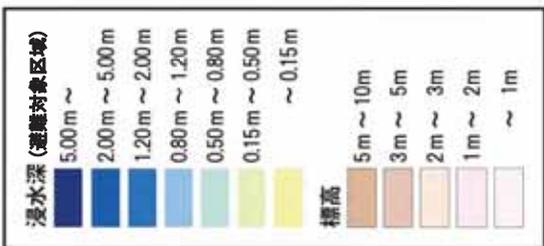
小田小学校

小田中学校

馬浜駅

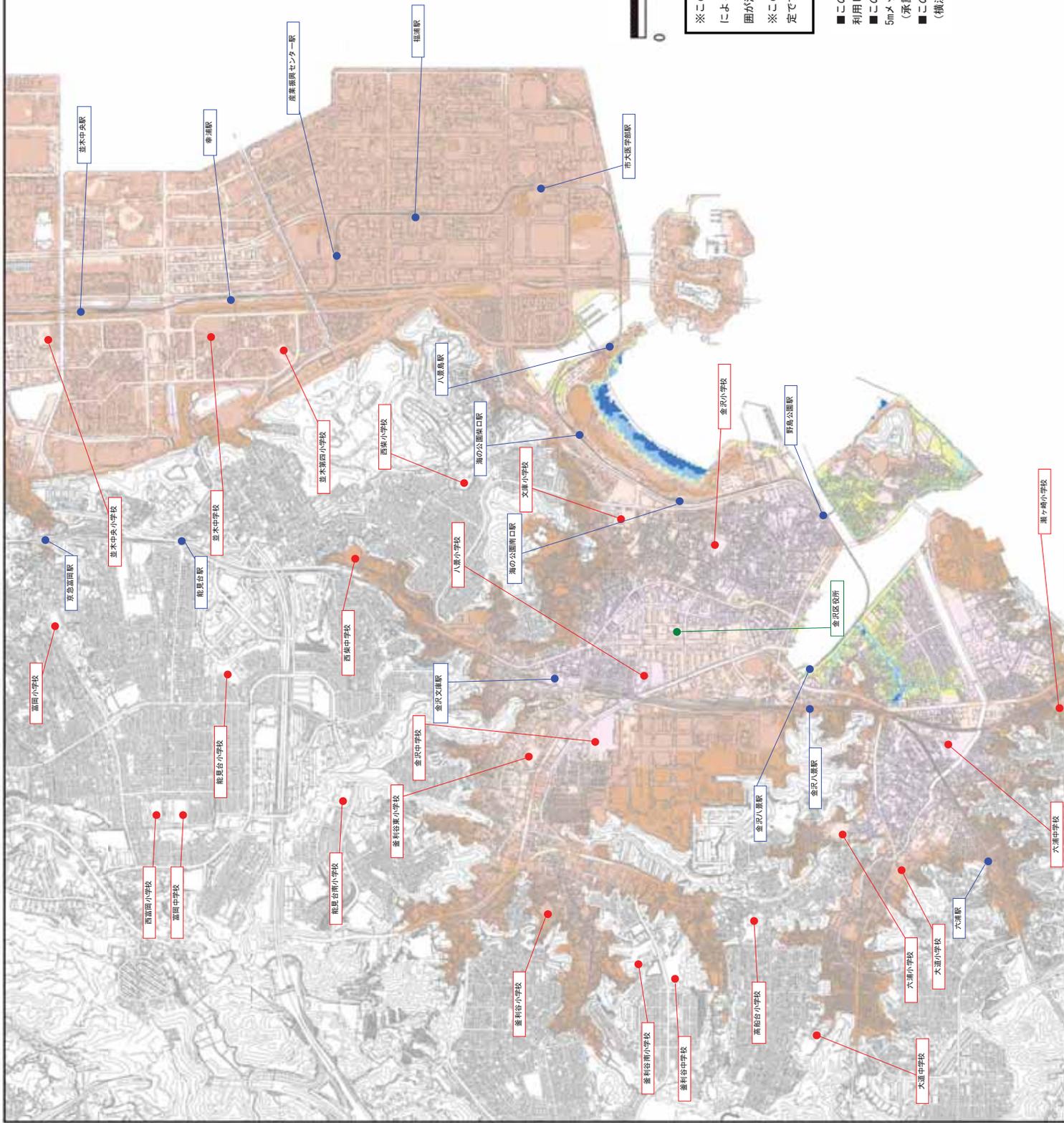
並木駅

浸水予測区域及び標高図



※この図に示す浸水深は、元線型関東地震を想定したシミュレーション結果によるものです。実際の津波発生時には、この図で示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。

※この浸水予測区域については、津波被害想定の見直しに応じて修正する予定です。



■この浸水予測区域は、平成20年度の神奈川県地震被害想定調査報告書のデータを利用しました。

■この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5mメッシュ（標高）を使用しました。
（承認番号 平23情使、第250号）

■この地図の作成に当たっては、横浜都市計画基本図のデータを使用しました。
（横浜市地形図複製承認番号 平23建都計第 9020号）

浸水予測区域が含まれる町丁名一覧

| 行政区 | 町 丁 名 |
|------|--|
| 鶴見区 | 朝日町一丁目、安善町一～二丁目、扇島、寛政町、末広町一～二丁目、大黒ふ頭、大黒町、生麦一～二丁目、生麦四～五丁目、弁天町 |
| 神奈川区 | 青木町、出田町、浦島町、恵比須町、大野町、神奈川一～二丁目、金港町、子安通一～三丁目、栄町、新浦島町一～二丁目、新町、鈴繁町、宝町、千若町一～三丁目、橋本町一～三丁目、東神奈川二丁目、星野町、瑞穂町、守屋町一～四丁目、山内町 |
| 西区 | 北幸一～二丁目、高島一～二丁目、西平沼町、平沼一～二丁目、みなとみらい一～二丁目、みなとみらい六丁目、南幸一～二丁目 |
| 中区 | 海岸通一～五丁目、かもめ町、北仲通五～六丁目、小港町一丁目、新港一～二丁目、新山下一～三丁目、千鳥町、豊浦町、錦町、本牧十二天、本牧ふ頭、南本牧、元浜町二～三丁目、山下町 |
| 磯子区 | 磯子一丁目、鳳町、新磯子町、新杉田町、新中原町、新森町、杉田五丁目、原町 |
| 金沢区 | 海の公園、乙舳町、幸浦一丁目、柴町、昭和町、白帆、洲崎町、瀬戸、富岡東二丁目、鳥浜町、野島町、八景島、平潟町、福浦三丁目、六浦一丁目、柳町 |



〈お問い合わせ〉

横浜市消防局 危機管理室 危機対処計画課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL 045-671-4096、4141 FAX 045-641-1677

Eメール sy-kikitaisho@city.yokohama.jp

| | | | |
|----------|--------------|---------|--------------|
| 鶴見区役所総務課 | 045-510-1656 | 中区役所総務課 | 045-224-8112 |
|----------|--------------|---------|--------------|

| | | | |
|-----------|--------------|----------|--------------|
| 神奈川区役所総務課 | 045-411-7004 | 磯子区役所総務課 | 045-750-2312 |
|-----------|--------------|----------|--------------|

| | | | |
|---------|--------------|----------|--------------|
| 西区役所総務課 | 045-320-8310 | 金沢区役所総務課 | 045-788-7706 |
|---------|--------------|----------|--------------|